

水産政策審議会資源管理分科会
第 1 2 9 回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第129回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和6年2月8日（木）14:00～18:03

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第436号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更
（あかがれい日本海系群等14水産資源の別紙3の追加）について

諮問第437号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部
系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、す
るめいか及びみなみまぐろ）に関する令和6管理年度における漁獲
可能量の当初配分案等について

諮問第438号 特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度に
おける漁獲可能量等の変更について

諮問第439号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和6年度の溯河魚類
のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産
研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【報告事項】

- ・ 太平洋クロマグロの資源管理について
- ・ 国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長　ただいま予定の時刻になりましたので、ただいまから第129回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに案内ですけれども、今回御発言される方、マイクを事務局の方でお持ちいたしますので、発言される方は挙手を頂き、その上で御発言を頂くようお願いいたします。

また、ウェブ会議で御参加の方におかれましては、マイク機能をオンにして発言をお願いいたします。逆に、それ以外のときはミュートの状態にしていだけるよう、よろしくお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんが、その場合はチャット機能などで事務局にお知らせを頂ければと思います。

そして、委員の出席状況につきまして御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日もすけれども、分科会の委員はウェブ出席の方を含めまして、10名中10名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立ということになります。それから、特別委員の方、ウェブ会議を含めまして、13名中12名の方に御出席を頂いております。

続きまして、資料の確認をいたします。

皆様のお手元にある資料、1枚目が議事次第、その次に資料一覧という裏表の一枚紙があるかと思います。例によって大部の資料で申し訳ありませんが、資料一覧にあるとおり、資料1から資料7まで、枝番も含めてあります。今ば一っと、資料1から7まであるかどうか、ぱっと御覧を頂きまして、もし足りない、あるいは一部不足しているというようなことがあれば、事務局の方にお伝えいただければと思います。

もし、会議の途中でも資料足りないということが分かった場合には、そのときに、また事務局の方にお知らせを頂ければ、我々の方でお持ちをいたしますので、よろしくお願いいたします。

資料の方は、取りあえず大丈夫ですか。

それでは、報道関係の方、カメラ撮りされている方がいらっしゃればここまでといたしますので、報道関係の方はよろしくお願いいたします。

（報道関係者　退出）

○管理調整課長　それでは、これより議事の進行の方を、山川分科会長にお願いをいたし

ます。よろしくお願いします。

○山川分科会長 本日は皆様、御多用のところをお集まりくださいます。ありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が4件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項に入ります。

まず、諮問第436号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（あかがれい日本海系群等14水産資源の別紙3の追加）について」ということです。

事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田です。よろしくお願いいたします。

資料2-1を御覧ください。まず、諮問文を読み上げます。

5 水管 第2950号

令和6年2月8日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（あかがれい日本海系群等14水産資源の別紙3の追加）について（諮問第436号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の変更は別紙3を追加するものです。次のページ以降に告示の案を別紙として付けております。別紙3－22から別紙3－35までを追加するというものになっております。

変更の内容につきましては資料2－2で御説明いたしますので、右下に15と書いてあるページを御覧ください。

「資源管理基本方針の一部を変更する告示案について」ということで、先ほど申し上げたとおり別紙3へ新たな水産資源を追加するというもののほか、必要な附則を規定しまして、スケジュールとしましては3月中に官報掲載をしたいというものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。

資源管理基本方針の別紙3というものは、「特定水産資源以外の水産資源」、つまりTAC管理の対象とはなっていない資源につきまして、資源ごとに資源管理の目標等、資源管理方針を定めているものでございます。

現在、別紙3－1から3－21までがございしますが、これらは漁獲可能量は設定されていませんが、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている、いわゆる国際資源のうち、かつお・まぐろ漁業や遠洋底びき網漁業等の我が国漁業の主対象となる資源について定めているものでございます。

今般追加する資源もTAC管理の対象とはなっていないものでございますが、国による資源評価が行われ、漁業者による自主的な資源管理措置が導入されている資源のうち、沖合底びき網漁業等の主対象種13資源、具体的にはここにあります（1）のあかがれい日本海系群から（13）のやりいか太平洋系群までと、国際資源のうち、いか釣り漁業の主対象種であるあかいか（北太平洋漁業資源保存条約海域）の計14資源でございます。これらの14資源につきましては、沖合底びき網漁業やいか釣り漁業等の大臣許可漁業が資源管理協定の対象とする資源でございます。

それぞれの別紙の概要は、次の17ページからの表に整理しております。今回14の資源がございしますが、大きく四つの類型に整理できますので、その類型とともに内容について御説明させていただきます。

まず一つ目ですけれども、国による資源評価において目標管理基準値案が提示されてい

るものでございます。具体的に言いますと、これは「あかがれい日本海系群」、それから「そうはち日本海南西部系群」「ひらめ太平洋北部系群」「ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」「べにずわい日本海系群（大臣許可水域）」「まだい日本海西部・東シナ海系群」「やなぎむしがれい太平洋北部系群」、これらでございます。

あかがれい日本海系群を例に御説明したいと思しますので、17ページの別紙3-22というところを御覧ください。これにつきましては、「資源管理の目標」のところですが、「資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うあかがれい日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値の案とする。」としております。

次に2番目の類型ですけれども、国による資源評価が行われているが、基準値の案を提示していないものです。こちらは、表の隣にあります「きだい日本海・東シナ海系群」、それから「にぎす太平洋系群」「はたはた日本海北部系群」「まがれい日本海系群」「やりいか太平洋系群」がこれらの類型に該当します。こちらにつきましては、「資源管理の目標」のところは、きだいの例で申し上げますと、「国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。」という目標の設定となっております。

3番目の類型ですが、系群としては国による資源評価が行われていますが、この資源が評価の対象の範囲には現時点で含まれていないというものです。具体的に申し上げますと、別紙3-24「きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）」でございます。

きんめだいの太平洋系群につきましては、現在の資源評価は東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の1都3県の海域を対象としたものとなっております、この東シナ海については現時点では評価の対象に含まれておりません。このため、目標としましては、国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国が把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出されるCPU E、これを指標としまして、直近の水準の値とするというような目標としております。

4番目がいわゆる国際資源、国際的な枠組みによる資源管理の対象となっているものでして、一番最後、別紙3-35の「あかい（北太平洋漁業資源保存条約海域）」がこの4番目の類型に該当いたします。こちらは、北太平洋漁業委員会（N P F C）で管理の対象となっております、海域については最後の20ページに図が描いております。この青い「N P F C」という所が条約海域でして、そのうちアカイカの主漁場がこの赤い斜線となっているところでございます。こちらにつきましては「資源管理の目標」は、「N P F C

での合意に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる水準とする。」という
ことで、従来、別紙３でほかの国際資源に定めているものと同様の目標としております。

それで、「資源管理の目標」のところ、国際資源以外のものですが、いずれも、
なお書きを記載しておりまして、「なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的
的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更す
るものとする。」と、このような目標の案となっております。

また、「目標」のほかに、「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する
事項」という項目もございます。こちらは国内の資源、13資源については共通しておりま
して、「農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農
林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1
項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者
自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の
農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。」と、このような内
容としております。

ただし、別紙３－24の「きんめだい太平洋系群（東シナ海）」と別紙３－30「べにずわ
い日本海系群（大臣許可水域）」、こちらの2資源につきましては、この資源を利用して
いる、この別紙３の対象となる漁業が大臣許可漁業に限られているという状況がございま
すので、先ほど「農林水産大臣及び都道府県知事」と御説明したところは、「農林水産大
臣」のみの記述となっております。

別紙３－35、あかいかの「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事
項」につきましては、こちらも他の国際資源と同様に、「N P F Cで決定される保存管理
措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第124条第1項の協
定の締結を促進する。」という、このような記述としています。

ただいま御説明した変更案につきましては、1月6日から2月4日までパブリック・コ
メント手続を実施いたしました。その結果、4件の意見が提出されました。そのうち1件
は、目標をもっと引き上げてよいのではないかというような趣旨の御意見がございまし
た。そのほかは資源評価の精度向上等に関する御意見等で内容に関わるものではござい
ませんでした。

なお、先ほど御紹介しました、目標をもっと引き上げてよいのではないかということ
についてでございますが、今回の目標は、国が行う資源評価により示された目標管理基準

値案と資源評価、現時点での最善のデータ・手法を用いて、関係都道府県の水産試験場などとともに実施した評価に基づいて目標を定めているというところがございますので、そこについては原案どおりの形で本日諮問する案とさせていただいているところがございます。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。説明の方、本当にありがとうございます。

私からは、今回の大臣管理漁業で漁獲している魚種のうち、資源管理協定に移行するために別紙３の魚種に追加する趣旨は非常によく理解できます。ただ、別紙３の改正概要ではステークホルダー会合等で議論されている魚種について、「別紙２で資源管理の目標が定められるまでの間は」と書かれているということは、別紙２がＴＡＣ魚種管理について書かれている項目ですから、あたかもＴＡＣ管理に移行することが大前提として決まったように見えてしまいます。今ステークホルダー会合等で議論をしている中、こういった書き方をしてしまうと、ＴＡＣ魚種への移行が既成事実とわれてしまいますが、ＴＡＣ管理は漁業者の理解と協力を得た上で導入されるものということです。そうした中でＴＡＣ管理ありきと漁業者に誤解されるような表現は配慮を願いたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 永田資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

確かに目標管理基準値の案が資源評価に提示されているものにつきましては、「別紙２で資源管理の目標が定められるまでの間は」という書き方をしておりますが、決してこれはＴＡＣありきで書いてあるわけではなくて、当然、資源ごとにステークホルダー会合での議論を行って、関係者の理解と協力を得て取組を進めていくということが変わるものではございません。ただ、漁業法において、数量管理を基本とするという法律の枠組みの中での別紙ということなので、こういう書き方をさせていただいているというところなんです。ＴＡＣにするということに当たっては、資源ごとの議論があった上でのことになってきますので、そこは御理解を頂ければと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○三浦委員 それは理解しますが、例えば今説明のあった資源評価が行われた魚種について、目標管理基準値の案が資源評価に提示され、評価されるとすぐにTACに移行してしまう。今、海洋環境が激変して漁獲も非常に不安定な中、そういった不安を過度に漁業者に与えるのはいかなものかと思うんです。そうしたことも含めて、書き方をもう一度再考を願えればと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

釜石委員。

○釜石特別委員 御説明ありがとうございました。

すみません、私の方から皆さんの理解を深めるために1点だけ教えていただきたい項目がありまして、それはアカイカの件でございます。アカイカだけは、これはNPFCというRFMOの決まりの中でというふうに記載があるんですけども、ちょっと私個人的な理解ですと、まだサンマのことしか数量を具体的に話し合っている経過が見えないんです。ここで「合意に従って」というふうに書いてあって、最後に「資源水準の値とする」と記載がありますので、もう少しどういうふうな合意内容でこの資源管理の方針を定めるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 永田室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 アカイカにつきましては、御指摘いただきましたとおりNPFCの対象とはなっているんですけども、具体的な目標ですとか保存管理措置というものが何か合意されているという状況ではございませんので、今こう書くことによって何かに縛られるというか、何か具体的に決まるということではございません。ですので、資源管理協定という中で自主的な資源管理の取組は実施していきますが、NPFCの中で何か具体的な目標の合意というものが今後される場合には、国際的な枠組みの中でそれに従った管理をしていくということで、このような書き方をさせていただいているところです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤委員 ただいまの意見の関連でございますけれども、RFMOで合意形成が図れる、

あるいは管理計画の策定が進められる中で、マグロの例を見ても、我が国がリードするとか、合意形成に当たって、そういったことが強く求められると思うんです。アカイカはこれからだということなんで、マグロはどうも何となく外圧を受けて国内漁業が混乱するというような傾向がありますので、そういった意味で今後のRFMOでの我が国の取り組み方ということは、そういった観点でやってもらえればと、こういう要望でございます。○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もいかがですか。よろしいですか。

では、特にございませんようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。今後、この変更の手続を進めてまいりますが、その手続の中で仮に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長の御了解の上で修正を行いたいと考えておりますので、御了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

では、続きまして、諮問第437号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ですけれども、資料の御説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 引き続き私から御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。まず諮問文を読み上げます。

5 水管 第2951号

令和6年2月8日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第437号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和6管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

こちらは、魚種ごとに区切って、すけとうだら、するめいか、みなみまぐろの順に御説明いたしまして御審議いただくという形で進めさせていただきたいと思います。

まず、すけとうだらの資源評価結果について、水産研究・教育機構の上田副部長から御説明をお願いいたします。

○水研機構底魚資源副部長 今御紹介いただきました水研機構の上田と申します。

では、配付資料3-2、ページ数でいくと13ページとなっておりますけれども、その資料3-2に基づいて説明してまいります。

スケトウダラ、四つの資源ありまして、通しで説明してまいります。多分20分から25分ぐらいお話しさせていただきますが、聞いていただければというように思います。

まず太平洋系群ですけれども、2ページ目にいっていただきまして、簡単に生物特性を紹介させていただきます。資料、量をたくさん準備しているんですけれども、時間もありますので、途中端折りながら説明いたします。

左側の図が分布域を示しておりまして、このピンクで示された所に分布しております。北海道から東北の太平洋側にも分布しているというところです。噴火湾始め、あと北海道の沿岸に産卵場もあります。

右側に生物特性を記載しておりますが、寿命としては10歳以上、おおむね3歳以上で成熟が始まりまして、4歳となると、もうほとんど成熟していると。産卵期は正に今頃でありまして、食性としてはこちらに書いたようなものを食べていると。海獣類、マダラなどにも食べられることもありますということです。

次、3ページ目に進んでいただきまして、こちらには全体の漁獲量の推移を海域別に表示しております。1975年以降の情報ですけれども、全体としてはこのような推移、緩やかな増減を伴いながら推移をしております。最近のところをピックアップしますと、右側に数字も示しましたが、全体だと2022年漁期は7万8,000トンでした。前年が11万トンを超えておりましたので、大分減っていたという状況であります。それを海域別に見ますと、道東が2.4万トンと、この緑の部分ですけれども、道東が前年よりも大分下がっている、道東で2022年漁期に獲れなくて、全体としても減ったというような状況です。

次のページをお願いします。

こちらは漁獲努力量を示しております。まず、左上の図が沖底に関する情報です。色別に襟裳以西のかけまわし、道東のかけまわし、道東のオッタートロールというように示しております。

前のページで、道東の漁獲量が減ったというお話をいたしましたけれども、漁獲努力量としても、この赤線、道東の努力量は網数としては2022年漁期は減っていたというようなことがこちらでも示されています。

そして、下の方は沿岸のすけとうだら固定式刺し網の網数を示したものでありまして、こちらは2003年以降ですけれども、2010年頃に大きく減少して、その後も緩やかに減少傾向があるというところでもあります。

次のページは沖底に関しましてC P U E、1網で平均的にはどれぐらい獲れるのかということを指数として示したものです。それを年齢別に、すけとうだら太平洋系群では示しております。年齢別に、左上から3歳、4歳、5歳、それで右側に6歳、7歳というようにC P U Eを示しておりますけれども、見ると、多い年級群——「卓越年級群」とも言いますけれども、多い年級群が出たときは漁業データであるC P U Eの方にもその年級群の多さが現れると。そして1回現れると、3歳が多いと、次の年には4歳魚として多くて、

その次の年には5歳魚として多いというような、その年齢を追うことがこの漁業データからできるということが分かっております。

次をお願いします。こちらは資源評価の方法を模式的に示したものです。資源量推定の方法は、真ん中のコホート解析という方法なんですけれども、そのコホート解析を行うためには、左上の年別年齢別の漁獲尾数の情報、そしてその右側、自然死亡係数。自然死亡というのは、漁獲による死亡以外の死亡です。獲らなくても自然に死んでしまうであろうという量です。ちなみに、その自然死亡は、3歳以上だと0.25と。0.25というと、自然に2割強のスケトウダラが死亡してしまうのではないかなというような設定。それより若いと、もう少し自然死亡は大きいというような前提で資源計算をしております。

基本的には、この年齢別漁獲尾数と自然死亡で資源量推定の計算ができるんですが、スケトウダラでは左下、「チューニング」と書いてありますが、先ほどお示ししたCPU Eの情報を用いまして、どうしてもこのチューニングを行わないと、獲らない、若しくは獲れなかったりすると、それが資源の減少ではないのに、獲り方によって獲れなかったという場合でも資源量が少なく推定されるような場合がありますので、そういうことが起こらないようにチューニングというものを行っております。

そのような結果、コホート解析で10歳までの資源量推定を行いまして、更に右側に移りまして、今度はそれを用いて資源の将来予測を行うわけなんですけれども、その際には右上、「成熟割合」と書いてありますが、年齢別に何%のスケトウダラが成熟しているのかというような情報も用いて、そうするとコホート解析で推定した資源量に併せて親魚量、親魚の量も推定できます。そういうものを用いて資源の将来予測を行っております。

次のページをお願いします。ここからは昨年の10月末に公表した資源評価報告書の簡易版という資料なんですけれども、それに基づいて説明します。既にお話した部分と重なる部分がありますので、そこは省略いたします。

まず、今御覧になっているページなんですけれども、左上の分布域、左下の漁獲量は既に説明いたしました。

また、右側の図3、年齢別漁獲尾数の推移なんですけれども、おおむね漁獲量と似たような変化をしております。年齢別に示すとこのようになっていると。古い時代、80年代なんかは0歳魚の漁獲なんかも結構あったときもありましたが、その後、最近はこの青色のところなんかは余りないというようなことが長く続いております。

次のページをお願いします。

こちらは左側に資源量推定結果を示しております。情報としては、オレンジ色の折れ線で示している資源量、そしてグレーの折れ線で示している親魚量、そして青色の線で示している、これは加入量0歳のスケトウダラの量ですけれども、併せて示しております。

資源量は0歳から10歳までの全体の量ですので、このオレンジ色の推移をしております、あとグレーの親魚量ですけれども、親魚は冒頭で生物特性として三、四歳で成熟すると私申しましたが、そうすると資源量の変動からおおむね4年ぐらい遅れて、親魚量、親魚の量も変動しているというような推移をしております。

また、加入量ですけれども、加入量は0歳魚の量ですので、結構変動がこのように大きくて推移しているという結果となっております。

その右側、図5は年齢別資源尾数と資源量の推移であります。上が資源尾数を年齢別に示したものの、下が資源量を年齢別に示したものであります。全体の推移は似ておりますが、この年齢別の構成としましては、上の資源尾数は尾数ですので、魚は0歳のときが一番多くて、年齢ごとに減っていきますので、青色が一番多いと。下の資源量で見ますと重量ですので、0歳は尾数は多いですけれども、体重は非常に小さいですので、重量としては小さくなりまして、もっと高齢の魚、例えば黄色いところの4歳とか、その辺りが一番資源量のシェアとしては多いゾーンというようになっております。

次のページは、左側に再生産関係を示しております。これは横軸が親魚の量に対して縦軸が0歳の量、加入量です。過去については黒い折れ線で示したような、このような関係にありまして、その平均的な関係を示すものとして、この青色の線、折れ曲がった線、これは「ホッケー・スティック型再生産関係」と言うんですけれども、その青色の線に基づいて将来の親魚に対する加入量というものを予測します。実際には、この青線のとおりにはならない、実際にはもっと変化をするはずですので、この折れ線で示しているようなばらつき、変化というのがこれからも同じ程度で起こるであろうというような前提を置いて計算をしております。

右側はMSY等の管理基準値を示しております、こちらは下の表で御説明しますと、このスケトウダラ太平洋に関しましては、一番左側に目標管理基準値としましてはMSYを達成するときの親魚量22万8,000トン、限界管理基準値としましては過去最少だった親魚量15万1,000トン、禁漁水準としては10年間で目標まで回復する閾値として6万トンと。それに対して22年漁期の親魚量44万8,000トンでしたので、目標である22.8万トンはかなり上回っている状況であります。

右側が漁獲に関する情報でありまして、まずMSY、最大持続生産量、これは17.1万トンというふうに推定されておりまして、これに対して2022年漁期の漁獲量は減って、7万8,000トンでしたので、MSYよりは漁獲の方は少なかったということです。

次のページをお願いします。こちらは左側に神戸プロットを示しております。過去の推移は、この黒い折れ線のようになっておりまして、一番直近のところは2022年、青丸で示しておりまして、緑色のゾーン、すなわち横方向が親魚量を示しておりますので、親魚量は緑色ですので、MSY水準よりも多く、また縦方向は漁獲の強さを示しておりますので、それも下半分、緑側にありまして、MSY水準の漁獲の強さよりも獲っていないというような結果がこちらで示されております。

その右側は「漁獲管理規則」と申しまして、横軸が親魚量でありまして、親魚量がこのように変わったら、漁獲の強さをこのように変化させますということが右上で示されております。真ん中辺りの一点斜線が限界管理基準値でありまして、この限界管理基準値よりも親魚量が多かったら漁獲の強さは一定としましょうという、事前に決めたルールであります。

そして、下は漁獲量を示しております。漁獲の強さが一定だと資源量も漁獲量も一定になるのではないかというふうにお感じの方が時々よくいらっしまして、実はそうではなくて、漁獲の強さは一定であっても横方向、親魚量が増えてまいりますと漁獲量も期待値としては増えますということをこちらに模式的に示してあります。

次のページをお願いします。

こちらは資源の将来予測の結果を図で示したものです。左側が将来の親魚量、右側が漁獲量です。黒い折れ線がこれまでの左側、親魚量の推移、緑色と赤色がこれからの予測した推移です。

まず緑色が現状の漁獲の強さで今後も獲った場合です。太い緑の線が平均的な推移ですが、けれども、一旦減って、増えて、ほぼ横ばいで推移、平均的には推移しますが、実際にはその後ろに細めの緑の線が何本か描いてありますが、これはシミュレーションを1万回やったうちの3回を例として示したものでありまして、その細い緑の線ぐらいは将来においても変動するんじゃないかということを示しております。

ちなみに、この下の赤い線、これがMSYに対して0.9MSYと申しますけれども、MSYの漁獲の強さの1割引きで獲った場合は、これぐらいな親魚量の推移、すなわちSBmsyという目標管理基準値に近いところで推移しますということを示しています。

右側の図は漁獲量の図であります。緑が現状の漁獲の強さでこれからも獲った場合、赤が0.9、MSY水準の0.9掛けで獲った場合。神戸プロットのところで、MSY水準よりも漁獲の強さが低いとお話ししましたので、その強さで獲ると、この後もMSY水準の漁獲量というのはすなわちMSYですので、MSYほどは獲れませんが、これぐらいで推移しますということです。

次のページをお願いします。

この下が、今図で示したものを表で示したものであります。上の青い表が親魚量について年ごとの、あと左側に「 β 」と書いてあるのはMSY水準の漁獲の強さに対して何割の漁獲の強さで獲るとこうなりますというのを示しております。

漁獲シナリオでは $\beta=0.9$ というふうになっておりますので、2024年以降の親魚量はこの赤枠でくくった、平均的にはこういった量で推移するということであります。そして、一番右側の黄色いところを見ると、親魚量が目標を上回る確率が示してありまして、 $\beta=0.9$ だと2031年には59%の確率で目標を上回りますという結果となっております。

下の緑の表が漁獲量の推移であります。2024年以降、この赤枠でくくってある β が0.9という漁獲の強さで獲りますと、2024年が17.6万トン、そしてそれ以降はこの表に示したような推移をするということであります。

次をお願いします。

こちらは、昨年以前との評価との比較ということで、上が親魚量、下が漁獲量ですけれども、年度ごとの——一番左側に「年度」と書いてあるのが資源評価年度、一番上の2023年度が今年度、そして昨年以前の年度の評価と比べて将来予測がどう変わっていたかということを示しております。

黄色い枠で囲ったところが前年の評価と今年度の評価の比較というような関係になるわけですが、黄枠の中を見ると、黒い数字に対して赤い数字が増えたか減ったかというところを見ていただくと、2021年なんかは18から35と結構増えてりましたが、その後は増えてたり減ったりしていますが、おおむね当初の値に近いところで変化はしていると。

下の漁獲の方ですけれども、このスケトウ太平洋は2021、22、23年漁期はTACは17万トンと一定となっておりますので、そのところは17万トン、2024年は $\beta=0.9$ の値でこのように示しておりまして、昨年度は19というのが17.6と、大体同じぐらいな結果となっていたということです。

次をお願いします。

次は、日本海北部系群について説明してまいります。太平洋系群と重なるような図が出てきますので、そこは省略いたします。

まず次のページ、生物特性ですけれども、分布域としては左側の図の日本海のこの辺りでありまして、生物特性は右側に書きましたが、太平洋と大体似ておりまして、寿命、成熟は似ておりまして、産卵場はこちらに示したとおり、左側の分布図の黄色い所で産卵しております。食性、捕食者はこちらに示したとおりであります。

次のページは、漁獲量の推移を示しております。日本海の方は皆さん御存じだと思いますけれども、80年代から90年代まで多かったんですが、その後は減っております。最近はTACの枠の中に収まっているということもありまして、この右側に拡大したような推移で漁獲量は推移しております。直近の2022年漁期は5,489トンでありました。

次をお願いします。

こちらは調査船調査で調べられている親魚量の指標値の推移であります。この黒い棒グラフがその親魚量の推移でありまして、90年代、2000年代の初めまで多かったんですが減っていて、しかしながら最近はやや増加をしてきていると。それもあって、資源もこの後説明しますが、少し増えてきているというような状況であります。

次のページをお願いします。

こちらは、同じ調査船調査でも加入量です。0歳と1歳の指標値を示したものであります。年齢別にお示しすると、こちらのようになっておりまして、赤丸で年をくくってあるのが多いというふうに考えられている年級群、同じ年生まれの仲間の個体ですけれども、このように最近はやや大きな年級群が発生しているということでもあります。

その後、右側のオレンジで示しているところは更に多いような調査結果となっておりますけれども、そこについては今のところ、このとおりの量なのかというところには、少し慎重に扱うべきだというような考え方で評価をやっておりまして、将来の、このオレンジの部分の加入量については再生産関係式から求めております。

次をお願いします。

資源評価の方法です。こちらは、先ほどの太平洋と同じであります。コホート解析でやっておりまして、年齢別漁獲尾数、自然死亡、またチューニングを行いまして、将来予測に当たっては成熟の情報も使っております。

次をお願いします。こちらからは、先ほどの太平洋と同様に、簡易版という資料で説明いたします。

左側、図 1、分布域、図 2、漁獲量の推移は、先ほど御説明いたしました。

右側、図 3、年齢別漁獲尾数ですけれども、上の方の全体の推移としては漁獲量の推移とおおむね似ておりますけれども、年齢別に見ると、特に下の方を見ると、たまに多い年級群が出ておりまして、例えば2014年に青色の2歳が多かったと。2014年の2歳というのは2年前に生まれていますので、2012年に生まれた2012年級が多かったと。また、その後、最近では2015年、16年に生まれたものが漁獲の中心となっております。

次のページをお願いします。

こちらの左側に図 4、資源量と親魚量の推移を示しております。資源量がオレンジでありまして、漁獲量同様、ずっと90年代後半以降減っていたんですけれども、右側の方、最近じわじわと増えておりまして、2021、22年漁期も比較的それ以前よりは多く——まあ、過去に比べるとまだ少ないですけれども、多くなっていたという結果でありました。親魚量の方は、資源量の4年ぐらい後に変化が起こるというように見ていただければと思います。

その右側、図 5 の年齢別資源尾数の推移ですけれども、こちらでも資源量と同じような変化をしておりまして、最近のところ、じわじわと増えておりまして、多い年級、一番下の2歳が多いところが見られると思いますけれども、これによって尾数としては増えているというところであります。

次のページですけれども、こちらはデータは違いますが、太平洋とほぼ同じ図ですが、左が再生産関係でありまして、ホッケー・スティック型という再生産関係に基づいて資源の将来予測を行っております。

そして右側の図も、形は違いますが太平洋と同様でありまして、数字で示すと、その下の表、目標管理基準値は38万トン、限界管理基準値が17.1万トン、禁漁水準は2.5万トン、対して2022年漁期の親魚量は10万8,000トンでしたので、まだ限界管理基準値よりは少ない状況。

その右、緑のところは漁獲の情報でありまして、MSYは4万4,000トンに対して、2022年漁期の漁獲量は5,500トンでしたので、まだまだMSYよりは少ない漁獲となっております。

次のページをお願いします。

この左側が神戸プロットでありまして、これは太平洋とはちょっと形が違っておりまして、過去はこの赤いところなんです。MSY水準よりも左側、資源量は少なく、漁獲の強さとして

もMSY水準よりも獲っているというような状況だったんですけれども、特に2010年代に入って、特に2015年辺りから左下の方を見ていただくと、資源量は少ないんですが、左側の方でこの神戸プロットの折れ線が下の方に向かっていて。ということは、資源量は少ないながらも漁獲が抑えられてきていたと。さらには、この赤から黄色ゾーンに向かって右下の方に移行していくと。ということは、漁獲の強さがMSY水準よりも少なくなっていて、それにつれて資源量も、もちろん良い加入が入ったのもありますが、資源量としてもこのように回復してきているというようなことが示されております。

次のページをお願いします。

資源の将来予測の図で示したものであります。左側の親魚量を見ますと、過去はこのような黒い線の推移でありまして、最近少しずつ親魚量は増えてきておりますが、将来予測に基づきますと、今後も増えるというような結果となっております。

直近に比較的良い加入があったものですから、それにつられて、一時的に2024年とかは非常に多くなるんですけれども、その後一旦減りつつも、平均としてはこの太い緑線で示した推移。実際にはもっと変化はあるんですけれども、平均的にはこの緑の線で推移すると。漁獲管理規則でいきますと、平均的にはこの赤い線のような推移をする。実際にはもっと変化するだろうという予測をしております。

右側の漁獲量も、良い加入が最近あった分、一旦大きく増えるんですけれども、その後は緩やかに、平均的には緩やかに増加していくと。実際にはもう少し変化しながら緩やかな増加するだろうと予測しております。

次のページです。

この結果を表で示したものがこちらになりまして、上の親魚量ですけれども、 $\beta=0.9$ のところを赤く囲っておりまして、それに基づくと2024年には24.7万トンと。2022年が10.8万トンですので、それを大きく上回るような——まあ、良い加入があったこともあって、それを大きく上回ると。その後は平均としては緩やかな推移をします。

そして、一番右側ですけれども、黄色とオレンジで塗ったところが、まず2031年に親魚量が限界管理基準値の17.1万トンを上回る確率と。見ますと、 $\beta=0.9$ だと85%と。限界管理基準値は十分に上回るであろうと。一方で、目標管理基準値で見ますと9%と書いてありまして、目標管理基準値には2031年時点だとまだまだ届かないというようなのであります。

その下が漁獲量でありまして、2024年の平均的な漁獲量は2万2,900トンです。前年、

2023年の漁獲量の予測が1万5,000数百トンでありましたので、それよりは多いというような、増えたというような結果となっております。

次のページです。

こちらは昨年以前との評価との比較ということで、一番左側に年度を示してありまして、年度ごとにどういう評価結果だったかということを示しております。そして、赤枠と青枠で囲った部分を見ていただきますと、まず赤枠で囲った部分は、親魚量も漁獲量もそうですが、黒数字で当初推定した、予測したものよりも、次の年の資源評価で計算したものは小さくなっていたと。すなわち、下方修正していたという結果でした。

また、2023、24年につきましては逆に、当初予測したものよりも増えていると。ですから、この4年で見ると、下方修正、下方修正、上方修正、上方修正と。資源評価予測ですので、予測にはばらつきがあるんですけれども、平均的には下方修正と上方修正がこの4年で見ると、ちょうど半々になっていたという結果でありました。

次をお願いします。ここからはオホーツクと根室なんですけれども、こちらは資料が大分少なくなっております。

次のページをお願いします。

オホーツク海南部のスケトウの分布はこの図のようになっておりまして、見てお分かりになりますように、ロシアの方にも分布していると。またがり資源として評価をしております。

次のページをお願いします。

漁獲量としましては、こちらのような推移をしておりますので、最近で見ますと、この黄色いかけまわし、そしてオッターコントロールがほとんどを占めているというような結果です。2022年漁期の漁獲量は5.7万トンでした。

次をお願いします。

資源評価の方法ですけれども、こちらは日本海や太平洋のような、年齢別のコホート解析というような手法ではできておりませんで、かけまわしのC P U Eを基に資源量指標値を出しまして、2022年漁期の資源量水準を出します。しかしながら、M S Yとかが出せるような情報はまだありませんので、一番下の、資源管理基本方針で定められている「維持又は回復させるべき目標となる値」というものを基準に、今はどのぐらいの位置なのかということを示しております。

次をお願いします。

こちらは簡易版ですけれども、左側の分布図と漁獲量はもうお話ししました。

右側の資源量指標値、C P U Eですけれども、見ますと、96年以降ですが、変動はありますが、このように指標値としては増えておりましたという結果です。直近年はこの間の中では最高値ぐらいでした。

次のページをお願いします。

左側が漁獲努力量の推移です。こちらでも底びきですので皆さん御承知だと思いますけれども、過去40年ぐらいで見ると、このように緩やかに減っているという結果であります。

次、右側、この図5が資源量指標値と目標とされる水準。資源量指標値は先ほどお示しましたが、これに目標とされる水準、過去の2019年までの平均的な水準を破線で示しておりまして、それと比べますと現状は資源量指標値高いので、それよりは上回っているという結果でありました。

次をお願いします。

オホーツクはこれまででありまして、次は根室海峡を御説明いたします。次をお願いします。

分布域は、これは全資源の分布域をまとめていますが、根室海峡、赤丸で囲った辺り、こちらに来遊するスケトウダラを示しております。こちらでも産卵期に来遊するスケトウダラが漁獲の主でありまして、産卵期以外はほかの海域にいるということで、またがり資源として評価しております。

次をお願いします。

漁獲量の推移はこちらになっておりまして、90年代初めまで多い時期もありましたが、その後は非常に少なく推移しております。右側に最近のところ、2000年以降を拡大しましたが、最近、本当に低いレベルの話ではありますが、少しだけ増えているという状況です。直近は1万1,365トンでありました。

次をお願いします。

資源評価の方法ですけれども、こちらでも年齢分解したコホート解析という手法では行っておりませんで、2022年までのすけとうだら刺網の努力量と漁獲量、そこから次の段、C P U E（1日1隻当たりの漁獲量）を出しまして、それを資源量指標値としています。そして、一番下、資源管理基本方針で定められております「維持又は回復すべき目標」を基準に現状評価をしております。

次をお願いします。

ここからが、こちらが簡易版なんですけれども、分布図と漁獲量はもう既にお話ししまして、右側、漁獲努力量の推移ですけれども、このような推移をしております、メインのすけとうだら刺網は2000年代初め辺りまで減少しております、その後は低いところで推移をしていると。おおむね漁獲の推移と似ているということでもあります。

次のページをお願いします。

こちらで最後なんですけれども、スケトウダラ根室の資源量指標値と、あと目標水準を比較して示したものであります。資源量指標値としましては、このように低いところで推移をしておりますが、目標水準としては2019年までの最低値でありますので、それよりは上回っているという状況でありました。

すみません、長くなりましたが、以上で評価の説明を終わらせていただきます。

○資源管理推進室長 では、続いて私から、すけとうだらのTACの設定及び配分（案）について御説明いたします。

まず太平洋系群についてです。資料3－8、右下に45と通し番号の振ってあるページを御覧ください。すけとうだら太平洋系群の令和6管理年度のTACの設定及び配分（案）についてでございます。

まずTAC（案）のところでございます。設定の考え方につきましては前年度と同様に、令和2年度に開催された資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2－8に定められたシナリオで算定されたABCをTACとするというものでございます。

シナリオの概要につきましては、その下、（2）に書いてございますが、参考1のところを御覧ください。（4）、（5）のところ。（4）のところ、令和3年から令和5年までは漁獲可能量17万トンと、TACは一定とされておりましたが、（5）のところ、令和6年からは漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）、最大持続生産量を達成する漁獲圧に乘じる安全係数を0.9とするとされております。これに従って算定されたABC、17万6,000トンをTACとするという案でございます。

配分（案）につきましては、次の46ページです。前年度からの変更がございまして、従来設けておりませんでした国の留保を令和6管理年度は設けることといたします。5,000トンを国の留保とするという案になっております。これは近年、漁場の変化等が見られているということ、例えば令和4管理年度におきましては、現行水準としている県において目安量を上回る漁獲があったということもございまして、近年のそういった状況に備え

るものとして5,000トンをストックとして設けるということでございます。

残りの17万1,000トンの配分につきましては、考え方はこれまでと同じでございまして、過去3年の漁獲実績の比率等に基づいて配分するという事です。この比率の算出につきまして詳しい資料が資料3-13、右下に65と書いてあるページにございます。この配分のシェアの算出に用いる、いわゆる「基本シェア」というものは、直近の3か年の漁獲実績シェアの平均値を用いております、3年ごとにこの実績の期間を更新していくということとしております。すけとうだらにつきましては、令和6管理年度のTACの配分から、これまでは平成29年から令和元年の実績を見ていたものを、令和2年から4年のデータを用いて算出するという事で、更新していくというものでございます。これはすけとうだらにつきまして、全資源共通のものでございます。

ちなみに、後ほど御説明するするめいかににつきましては、更新の時期が1年後ろにずれておりますので、今管理年度での更新というものはございません。

47ページにお戻りください。具体的な配分の数量でございますが、大臣管理区分は沖合底びき網漁業に9万9,800トン、それから知事管理区分は北海道に6万9,100トン、このほか、青森、岩手、宮城、茨城の各県は現行水準とするという案としていただいております。

続いて日本海北部系群、資料3-9を御覧ください。49と右下に書いてある資料になります。

日本海北部系群につきましても、TAC設定の考え方は先ほどの太平洋系群と同様に、令和2年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえた資源管理基本方針別紙2-9のシナリオで算定されたABCをTACとするというものでございます。

シナリオの概要は下に記載しているとおりでございまして、安全係数(β)は0.9を適用して算出するABCが2万2,900トンとなっております。

次のページに配分の案について書いております。こちらも前年と同じ考え方でございますが、基本シェアの計算に用いる期間が更新されております。

具体的な数量は51ページに記載しておりますとおり、大臣管理区分は沖合底びき網漁業に1万5,400トン、知事管理分は北海道に7,400トン、秋田、山形、新潟の各県は現行水準とする案でございます。

なお、49ページにお戻りいただいて、(6)のところを御覧ください。参考1の(6)のところでは、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分における当該管理年度のTAC

未利用分を、当該TACの5%を上限として翌管理年度に繰り越すということでございますので、後ほど令和5管理年度の実績が確定した時点で、このルールに基づき、繰越しによる追加配分を行う予定としているところです。

次に、資料3-10、53ページを御覧ください。オホーツク海南部についてでございます。

TACの設定の考え方、こちらも前年と同じでございます。令和2年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえて、資源管理基本方針別紙2-10に定められた漁獲シナリオで算定された数量をTACとするというものでございます。

このすけとうだらオホーツク海南部は、いわゆるまたがり資源ということで、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するというので、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定するとされております。

近年の漁獲実績は次のページ、54ページの参考3の表に記載しているとおりでございます。令和4年は5万6,723トンの漁獲があったところでございますが、こういった状況を踏まえて、これらの実績をカバーできる数字ということで、前年同で5万8,000トンのTACを設定するという案でございます。

配分につきましては、55ページに具体的な数字が書いておりますが、こちらも配分の考え方は前年と同じでして、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて配分ということです。沖合底びき網漁業に5万7,900トン、北海道は現行水準とする案としております。

すけとうだらの最後、根室海峡については資料3-11、57ページを御覧ください。

こちらも令和2年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2-11に定められた漁獲シナリオで算定された数量をTACとするということで、オホーツク海南部と同様に、またがり資源ということですので、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定するとされております。

近年の漁獲実績は58ページの参考3に、平成24年から令和4年までの実績を記載しております。こちらの最大の漁獲量を考慮しまして、前年同、1万5,000トンのTACとする案でございます。

配分につきましても、これも同様に、過去3年の漁獲実績の比率に基づいてということで、具体的には59ページですが、1万5,000トン全量を北海道の知事管理分とするという案となっております。

すけとうだらのTACの設定及び配分につきましては、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして質問、御意見等をよろしく願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 北海道機船連の伊藤です。地元なので、いろいろとあれなんです、配分だとかに関しましては全然異議はございませんけれども、北部、日本海の件でございます。

スケソウダラは、獲り控えたおかげで、かなり確実に魚が増えているというのは事実でございます。まだこの先の議論があると思うんですが、10年かけて限界管理基準値を17万1,000トンということで、何とかクリアしようと頑張ってきたのが、増量計画でスタートしましたが、もう既にクリアをしたというような増え方がしているような気がいたします。

今の議論ではないんですが、今後の議論だと思うんですが、目標管理値が38万トンという、誰も経験したことのないような大きな数字の目標が今後出てくるはずでございます。スケソウやタラだとか増えまして、エビだとか稚魚だとか捕食されてきておって、エビなんかはもう全然獲れないような状況下になってきてはいるんです。今後、T A Cの魚種も増えてくるわけでございますから、そういうことも総合的に考えて、目標管理値の見直しなんかも考えていただいて、急がずに、漁業経営やかご業者の安定を視野に入れて、今後進めていっていただきたいというふうに、お願いでございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。単一魚種だけではなくて、周りの魚種等も考えた総合的な管理をという、そういう御意見でした。

ほかにございますでしょうか。

では、ウェブから東村委員よろしく願いいたします。

○東村委員 東村です。

今既に発言があったこととかぶってしまうのですけれども、資源評価の結果に関して2点質問をさせていただきます。

まずは太平洋系群の方なんです、先ほど獲り控えの方は日本海の方の話として委員がされておりましたけれども、そちらは太平洋の方、漁獲努力量がかなり減っているのと同時に漁獲量も減っているということは、その理由です。意図的に減らして資源を増やしたというのであれば望ましい話だとは思いますが、今のお話から伺うと、そういうことはなさそうですけれども、獲る人がなくなって、結局獲れなくなったというか、漁獲量が減ったのであれば、この先T A Cを増やしても余り意味のないことになってしまうの

で、それを避けるための方策が必要なんじゃないかなと思って伺っておりました。

それによって、資料で言う四角で囲った10番の神戸プロットでは緑に入るようになっておりますけれども、本当のところ、この緑になった裏側の状況、リアルな状況というのがもう少し教えていただければと思います。そう思って聞いておりました。

以上です。

次がスケトウダラ日本海北部系群なんですが、これは最後の方の——すみません、パソコンをいじりながら資料を出しているので、ちょっと手間が掛かっております。四角で囲った12番。βがあって、その下に1.0とか0.9とか書いてある図です。最後の最後のという感じでございますが、ここなんですが、βを0.9とした場合、目標値が、ごめんなさい、管理基準値を上回るのは85%というのは何か非常に高く、それは特に私の方から指摘することではないのですが、逆に目標管理基準値を上回る確率が9%しかないというか、10%を切っているというのは本当にこれ大丈夫な数字なんでしょうか。何かここまで、85と9というのに分かれているという数値は余り見かけないので、これはスケトウダラの資源特性が反映されていたり、若しくは別の要素が——すみません、私の方で思い付きませんけれども、あるのであれば、御教示いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 質問が2点ございました。上田副部長、よろしいでしょうか。

○水研機構底魚資源副部長 まず、太平洋の御質問頂いたコメントの方ですけれども、東村先生が御指摘のとおりと思ひまして、神戸プロットでグリーンにあるのは努力量が少ない、MSY水準を下回る努力量が続いているからでありまして、なぜそれぐらいMSY水準を下回る努力量になっているかと申しますと、これは底びき漁業共通の、太平洋だけじゃないお話になりますが、やはりもう数十年の間に努力量、隻数中心に大きく下がっているということがありますので、現状の評価としてはMSYを達成するところまで、普通に獲ってもそこまでは獲りにくいというような隻数とか努力量の状況にはなっているというようなことが評価されて、この神戸プロットの今の位置付けとなっているというようなこととなるかというふうに思います。獲ろうと思えばどれぐらい獲れるのかというところの感覚まで、ちょっと私、存じ上げないところではあるんですけれども、評価としてはそういうところなんです。

あと日本海の御質問なんですけれども、β=0.9のところなんです。まず85%と9%が何かと

申しますと、85%の方は限界管理基準値という目標——目標というか、限界管理基準値です。限界管理基準値の17.1万トンを上回るとは85%というわけでありまして、目標はそれより高い38万トンですので、そこには9%しか達しないということでもあります。

ちなみに、補足しますと、ここ4年ぐらいの評価を振り返りますと、4年前の評価だと9%と書いてある数字はもっと低い数字だったんですけれども、この間、資源も増えていますが、あと想定よりも良い加入もあったりして、この9という数字はもっと低い数字から、この4年間の間に増えてきていると。それ自体は良いことじゃないかというふうには思っております。

ひとまず以上です。

○東村委員 ありがとうございます。もう一点よろしいですか。今の点なんですけれども、これぐらい離れるというのはあるんですか。85と9みたいな。

○水研機構底魚資源副部長 85%というのは、限界管理基準値で言うなれば低めのハードルであります。なので、上回りやすいから85%も上回ることができますと。一方、目標は38万トンと、限界の2倍以上の高いハードルでありますので、それを上回るのはまだまだ大変だという評価結果となっております。

○東村委員 すみません、ありがとうございました。失礼いたします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

及川委員からもウェブから挙手が挙がっております。及川委員よろしく願いいたします。

○及川委員 すみません、御説明をいろいろありがとうございます。すみません、理解を深めるために、今御質問、いろいろ皆さんから出ていたものにも連動するんですけれども、太平洋系群のことの12ページです。今ちょうど出ています。ここで、漁獲自体が今後も余り進まなくて、漁業側の問題として進まなくて、 $\beta = 0.9$ ぐらいでということ。ただ、2022年の44万トンの親魚量が、0.9でも減って行って、2031年は25万9,000トンになるということは、資源が多過ぎて、共食いだとか餌がないとか、そういうことで最終的に減っていくという意味なんでしょうか。何かそれだと、獲れるか獲れないかは別でも、1.2とか1.3とか、自然に減っていくんなら獲ってもいいんじゃないかって、すみません、素人的に考えちゃうんですけれども、その辺教えていただければ助かります。

○山川分科会長 上田副部長、よろしく願いいたします。

○水研機構底魚資源副部長 この表の下の方の緑の漁獲量の将来予測の件なんですけれども、上の

親魚量もそうですけれども、表の一番下の行、そこが「現状の漁獲圧」と左側に書いてありまして、それが今の漁獲の強さで続いた場合、こういう推移をしますというので、それを基準に見ていただくと、現状は太平洋系群だとMSY水準よりも漁獲の強さは低いんで、この赤枠で囲った $\beta=0.9$ よりも獲れない状態が続くと。獲れないということは、上の青色の親魚量で見ると赤枠で囲った親魚量よりも多い、この親魚量の表の一番下、44万トンぐらいで続きますので、10年後も。MSY水準よりも獲らないという現状の漁獲が続くと、目標の親魚量の22.8万トンよりも上回って親魚量は推移すると。そういった関係が示されておりました。

あと、最初に言われた、現状で44万トンのものが減るのかという御質問、正にそのとおりでありまして、現状の44万トン、2022年の値は目標の22.8万トンを2倍近くなるぐらい多い状態だと。それで、MSY水準を目標にしますので、そのMSY水準は22.8万トンですので、22.8万トンを目指して、この評価上、下がって目指すというような結果となります。そうなる理由は、繰り返しになりますけれども、現状は努力量も大分少ない状況でありまして、MSY水準よりも少ない漁獲の強さがしばらく続いておりますので、この将来予測のスタート時点がMSY水準を上回る資源量、そしてMSY水準を下回る漁獲の強さが予測のスタート地点となっていると、そういったことからこんな予測の結果となっております。

以上です。

○山川分科会長 及川委員、いかがでしょうか。

○及川委員 ありがとうございます。すみません、ちょっと何かやっぱりよく分かっていなかったんですけれども、MSYよりはるかに少ないトン数しか獲らないから、平均親魚量は十分維持するのかなとも思えちゃうのは、すみません、考えが不十分なんですね。でも、ありがとうございます。何か逆の発想なようで。ありがとうございました。

○山川分科会長 目標の親魚量水準よりも現状の親魚量水準の方が断然多いということで、ちょっと強い漁獲圧を掛けて親魚量を減らしてやらないといけないという、そういう評価になっているということなんだろうと思うんですけれども。

○及川委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、すけとうだらにつきまして、原案どおり承認をして

いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、するめいかについて、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 するめいかにつきましても、まず資源評価の結果から説明をさせていただきます。水産研究・教育機構の大島副部長からよろしくお願いいたします。

○水研機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました水産研究・教育機構の大島と申します。スルメイカについての説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。資料は3-6、3-7を使って説明させていただきます。

スルメイカは単年生、1年の寿命の資源でございまして、秋季発生系群、冬季発生系群と分けて資源評価を行っております。

まずは秋季発生系群、資料3-6を使って説明させていただきます。

まず秋季発生系群の資料でございますけれども、左側に図1がございまして、本資源の分布域について示しております。本資源に関しては主に日本海に分布しているというものでございまして、日本、中国、韓国が漁獲しているというものでございます。

産卵場は日本海の西部から、あるいは東シナ海の北部ということになっております。

本資源の漁獲量の推移を図2で示しておりまして、1979年から2022年漁期まで示しております。

全体を見まして、70年代の後半から80年代にかけて漁獲量が低下していき、90年代は再び増加して、その後、高い水準の漁獲が非常に近年まで続いているというものでございます。ただし、日韓の漁獲量に関しては2000年代中頃以降より減少傾向であると。さらに、中国の漁獲量に関しては、このオレンジ色のバーで示しております。こちらに関しては漁獲統計に出てこない漁獲量でございまして、ここにも書いてありますけれども、仮定値というのを適用しておりまして、2005年から2020年までは毎年15万トン、2009年、2013年は努力量がなかったものでゼロになっていきますけれども、毎年15万トン。その後、最近2年間ですけれども、衛星情報の方で努力量が減っているというところの情報を確認しておりましたので、その努力量の低下に合わせて、この仮定値も低減させるというものでございます。

最終年の2022年漁期の日韓の漁獲量の合計が0.9万トンです。4.0万トンの中国の仮定値が0.9万トン。合わせて4.9万トンということになっております。

右側に移りまして、図3に資源評価の結果、資源量と親魚量の推移を示しております。オレンジ色で示したのが資源量の推移、灰色で示しておりますのが親魚量の推移、両方1981年から2023年漁期まで示しておりますけれども、2023年漁期に関してはこれは予測値となっております。

全体的な動向に関しては、先ほどの漁獲量の動向と非常に似たような傾向に、資源量も親魚量も似たような傾向となっております。特に近年、非常に親魚量、資源量ともに低下しているという状況でございます。

それでは、次の②のスライドに移りまして、先ほどスケソウの方でも説明がありましたけれども、図4に関しては、これは再生産関係というのを示しております、親と、そこから出てくる子供の量という関係を示しております。特に近年なんですけれども、左下の方に2022というのがあるかと思うんですけれども、親魚量から期待される加入量よりも低い加入量になっていると。ちょっと近年の加入に関してはよくないという状況がこの図から分かるかと思えます。

本資源に適用されております管理基準値ですけれども、下の表にございまして、目標管理基準値は32.9万トン、MSYを達成する親魚量32.9万トン、限界管理基準値が18.9万トン、禁漁水準が3.0万トンというものが適用されてございまして、2022年漁期の親魚量は19.4万トンで、限界管理基準値を少し上回る程度だという状況でございます。

それでは、ページが変わりまして、スルメイカ（秋季発生系群）③のスライドとなります。

図6に神戸チャートを示しております。歴史的な推移を見ますと、このグリーンのゾーンからレッドのゾーンを行ったり来たりする状況でございまして、近年に関しては青丸で付けております黄色いゾーンにあって、親魚で見るとであれば、限界管理基準値をちょっと上回っているという状況でございます。さらに、漁獲圧に関してはMSYを達成する、実現する水準よりも低いという漁獲圧となっております。

本資源に適用されている漁獲管理規則を右側の図7に示しております、上の方の図を御覧になっていただきたいと思いますけれども、MSYを達成する漁獲圧の40%を基本とする漁獲管理規則というのが本資源に対して適用されております。

スライドを一つ飛ばしまして、⑤のスライドに移ります。このスライドは将来予測の結果を示しております。表1が将来の平均親魚量、表2が将来の平均漁獲量を万トン単位で示しております。通常、管理開始してから10年後に目標管理基準値を上回る水準というの

を示しているんですけれども、スルメイカに関してはもう一つの管理目標がありまして、管理を始めてから5年後に限界管理基準値を50%上回るという管理目標も置かれています。さらに、本年に関しては資源状態が非常に悪く、禁漁水準がちょっと見えてきている状態だったので、将来において禁漁水準を上回る確率というのも今回付けさせております。

現在、先ほど申し上げましたとおり、MSYを達成する40%、いわゆる β が0.4の漁獲シナリオが適用されておりまして、2024年の親魚量で6.1万トンということになっております。

こちらの表の右側を御覧になっていただきまして、まず10年後、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率というのが現状では19%ぐらいしかない。さらに、5年後、2026年に親魚量が限界管理基準値を上回る確率も14%ぐらいだと。さらに、2024年漁期、次の漁期に禁漁水準を上回っている確率というのは20%ぐらいだという、ちょっと非常に厳しい状態、現状の漁獲シナリオですとこのような将来が予測されるというものでございます。

表2の方に関して簡単に見ますと、本資源に関しては3年間一定のABCというのが適用されておりますけれども、22年、23年の漁獲量はともに現在のABC12.7万トンを大きく下回るものだということになっております。

2024年の平均漁獲量に関しては12.4万トン、ABCよりも若干下回る数字となっているんですけれども、こちらに関しては将来予測上、幾つかの計算、試行した計算が禁漁水準を下回ってしまっているというところで、平均として12.4万トンというところになっております。

研究機関の方としては、現状の低い資源状態を考慮して、もう一度将来予測をした結果というのを⑥で示しておりまして、2024年漁期の漁獲量を5.8万トンとした漁獲量3年間一定方策による将来予測の結果というのを示しております。

現状の資源の低さを踏まえると、 β が0.4ではなくて0.25ぐらいまで下げる必要があるというのがありまして、こちら昨年示したのが0.25でございまして、将来の資源の回復率を見ますと、10年後に目標を上回る確率が48%、先ほどの0.4よりかは随分改善するというものでございますし、5年後に限界を上回る確率が40%、さらに2024年に禁漁水準を上回る確率が100%という結果になっております。こちらの⑥に関しては飽くまでも参考情報ということで示させていただいております。

以上で秋季発生系群の説明が終わりまして、資料3-7に移ります。スルメイカ（冬季発生系群）①のスライドを御覧ください。

左上に本資源の分布域を示しておりまして、本資源に関しては産卵場が東シナ海にございまして、産卵発生後、まずは太平洋側に多くの個体が来ます。流れてきます。道北、あるいは三陸沖で夏を過ごした後、秋にかけて日本海に入って、日本海を南下するという回遊パターンを持っております。

図2に本資源の漁獲量を1979年から2022年漁期まで示しております。全体的な傾向としては、先ほどの秋季発生系群と似たような傾向となっておりまして、90年代頃から2010年ぐらいまで、2015年ぐらいまでは高い水準をキープしていると。しかし、その後減少していくという現状でございます。

最終年の2022年漁期の漁獲量は2.0万トンで、そのうち日本は1.5万トン、韓国が0.5万トン、ロシアが105トン、中国が213トンということになっております。

資源評価の結果得られました資源量・親魚量の推定値の推移というのを図3に示しております。

親魚量、資源量ともに漁獲量と似たような推移で来ております。近年のところに関して見ますと、やはり非常に低い状態、歴史的に見ても非常に低い状態になってしまっているというのが現状の冬季発生系群の状況でございます。

スライドが変わりましてスルメイカ（冬季発生系群）②のスライドでございます。

本資源に適用されている管理基準値ですけれども、MSYを達成する親魚量、すなわち目標管理基準値は23.4万トン、限界管理基準値が13.2万トン、禁漁水準が1.4万トン。2022年漁期の親魚量というのは5.6万トンで、限界管理基準値を下回っているという状況でございます。

ページが変わりまして、スルメイカ（冬季発生系群）③のスライドの図6、神戸チャートでございます。

こちらに関しても、冬季発生系群に関しても歴史的に——まあ、緑に入る回数は少ないんですけども、黄色と赤のゾーンを行ったり来たりという状況が続いてきておりまして、近年、漁獲圧というのがMSYを達成する漁獲圧を下回るというものでございますし、親魚量で言うのであれば、禁漁水準は上回っているんですけども、限界管理基準値を下回っているという状況でございます。

図の中に本資源適用されております漁獲管理規則がありまして、上の図を御覧ください。

現在適用されているのは、MSYを達成する漁獲圧の45%を基本とする漁獲管理規則というのが適用されております。

スライドを1枚飛ばしまして、⑤のスライドを御覧ください。ページは変わり、お手元の資料の43ページです。スルメイカ（冬季発生系群）⑤。

表1に関しては将来の平均親魚量、表2に将来の平均漁獲量を示しております。

まず資源回復のパフォーマンスを見ていきますと、現在適用されています β が0.45、MSYを達成する漁獲圧の45%の下では、10年後に目標を上回る確率が32%、5年後に限界管理基準値を上回る確率が25%と。ともに50%を大きく割り込んでいるというものでございます。

表2の将来の平均親魚量、こちらはちょっと過去にはなってしまうんですけども、2022、23年に関してはABCを超過しているという漁獲となっております。

以上、簡単ですが、スルメイカ秋季発生系群、冬季発生系群の資源評価の結果の説明となります。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 では、私からするめいかのTACの設定及び配分（案）について御説明いたします。資料3-12、右下に61という通し番号の振ってあるページを御覧ください。

まずTAC（案）についてです。設定の考え方といたしましては、令和3年度に開催されたステークホルダー会合での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2-12に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするということで、ここは前年と変わりありません。

シナリオの概要としましては、その下に書いてありますとおり、秋季発生系群については β を0.4、冬季発生系群については β は0.45を適用するということで、さらに令和4管理年度から令和6管理年度の3年間は、令和3年の資源評価において示される令和4年の資源量に、先ほど申し上げた β を適用して算出するABC、そのうち日本水域の分として60%とするということです。これにより算出された数量が7万9,200トンということで、TACとしては前年と同じ数量とする案でございます。

配分については、63ページを御覧ください。配分（案）は、こちらは昨年から大きく変わっております。2の（1）の①から③のところをまず見ていただきたいと思いますけれども、秋季発生系群、冬季発生系群は先ほど御説明ありましたとおり、それぞれ親魚量が限界管理基準値の付近にあり、又は下回っている。目標管理基準値の達成確率が現行の漁獲シナリオを策定した令和3管理年度当時に比べて大幅に減少しているという状況にあります。

また、漁獲量が直近の漁獲実績レベルであれば資源は増加するということが見込まれて

いるという状況でもございます。

令和6管理年度は、先ほど申し上げた3年間TAC一定とする現行のTAC算定方法が適用される最終年度に当たっておりまして、来管理年度中に令和7管理年度以降についての見直しが予定されているという状況にございますし、また資源評価の方法の見直しも行われている最中という状況にございます。ですので、こうしたことを踏まえまして、令和6管理年度の対応といたしましては、TACは、先ほど申し上げたとおり現行の算定方法で前年と同じ数量といたしますが、TACのうち当初配分の対象は直近の漁獲実績レベル、令和2年から令和4管理年度の平均漁獲量である2万9,000トンといたしまして、残りの5万200トンは国の留保とするという案でございます。

(2) のところでございますが、国の留保の扱いですけれども、スルメイカは単年生の生物資源であり、良い加入があった場合には漁獲対象となる資源が急に増えるという可能性もありますので、こうしたこと等を踏まえまして、原則としてはここに書いてありますアからウの場合に限り追加配分を行うこととしたいという案でございます。具体的にアからウについて御説明いたします。

まずアですが、8月末までの国全体の消化率がTACの当初配分量、先ほど申し上げました2万9,000トンに対しまして35%未満で、特定の管理区分の消化率が75%に達したとき、このような状況になりましたら、75%ルール、いわゆる75%ルールが適用できる場合にはこの75%ルールに基づいて、75%ルールが適用できない場合には状況に応じて水産政策審議会への諮問を経て追加配分を行いますが、この際の数量につきましては、その追加配分を行う管理区分の過去3年平均の漁獲実績を上限とするというもの、これがアでございます。

次のイですが、こちらは国全体の消化率がTACの当初配分数量の70%を超えた段階で、漁期中の調査の結果等を踏まえて、過去の漁獲実績から予測される漁期末までの漁獲量予測とTAC配分量の差を上限に、状況に応じて水政審への諮問を経て追加配分を行うということで、全体的に漁獲の状況が良いということで70%を超えた場合の対応ということでございます。

ただ、こういったイという形での追加を予定しますので、その下に※で書いておりますが、従来、スルメイカの大臣許可いか釣り漁業につきましては漁獲割当てによる管理、いわゆるIQによる管理を行っておりまして、そこにつきましては当初の配分において留保から一定の上乗せを行ってございましたが、このようなイの場合での留保からの追加配分と

いうことを考えておりますので、当初の上乗せは行わずに、イが適用される場合にはI Qの管理区分にも留保から追加を行うという考えでおります。

ウですが、こちらは定置漁業主体の北海道で急激に漁獲が積み上がった場合、過去にもそのような場合ございましたが、突発的に来遊があつて急激に積み上がった場合については、これは従来から適用しております「75%ルール」に基づいて追加配分を行うというものの。

このような、原則としてア、イ、ウという場合に限って追加配分を行うという考えでおります。

なお、この当初配分量につきましては、過去3年、平成30年から令和2年までの漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分するという案でございます。具体的な数字といたしましては、次のページを見ていただきますと、大臣管理区分としましては沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、大臣許可いか釣り漁業、小型するめいか釣り漁業。それから知事管理区分は北海道、こちらが記載のと通りの数量の配分です。知事管理分、右側に記載しております府県につきましては現行水準とする案でございます。

先ほども申し上げましたけれども、61ページにお戻りいただいて、(4)のところです。令和7管理年度以降のT A Cの算定方法につきましては、令和6管理年度中に最新の資源評価結果等を基に関係者で検討を行う予定ということにしております。

なお、先ほど御説明いたしました留保からの追加の配分等につきましては、基本方針の別紙2-12に規定がございます。こちらにつきまして変更することとなり、水産政策審議会への諮問が必要となりますが、基本方針の変更につきましては次回の審議会で諮問させていただきたいと思っております。これは先ほどすけとうだらのところ御説明しましたすけとうだらT A Cの配分のシェアの基準の年を更新するという内容の変更と併せて次回の審議会で諮問させていただきたいと考えております。

御説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等をよろしく願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 何かT A Cがあっても獲らないT A Cというか、何かちょっと複雑な気持ちでございます。そもそもイカというのは、先ほど説明もありましたけれども、1年で死んでしまう魚でございますし、水温や南の韓国トロールや中国なんかの漁獲圧力によって

大きく左右される、資源評価やTACというのが大変難しい魚種なのかなと思っております。

2万9,000トン进行分配して、国の保留が5万2,000トンという案でございますが、確かに漁獲量は落ちておりますので、仮に急激な回復があつて漁獲があつても、2万9,000トンがマックスというのは窮屈な操業になるのかなというふうには思っております。イカを扱う加工業者なんかも、現状では魚価が高くて、何軒も撤退、倒産をしているんです。この一、二年でかなりの業者がいなくなりました。加工業者がいなければ、幾ら魚が増えていっても水産業というのはもう成り立たないと、獲る漁業者もいなくなるというのが現状でございます。

今期は3年間TACの固定をしたわけでございますから、もう少し分配を増やして水産業者に余裕を持たせたらいいのではないのかなと個人的には考えておりますが、しかし、科学的に難しいというのであれば、限りある2万9,000トンに近付けるようなTACの数量の消費率の向上を図って運用をお願いしたいと思います。

聞いた話によりますと、沖底の分配だけが過去の漁獲量3年間の平均を約1,800トンぐらいなんですか、下回っていると聞いております。ほかの平均は上回った分配になっているというふうに私はお話を聞いておりますが、TACの追加等もあるとは言っておりますが、何か不公平ではないかなというふうに思います。イカはどこで獲れるか、いつ獲れるか。北海道や本州などでも微妙に感じますし、短期間の勝負でございますので、追加分配もスムーズに行われるシステムをお願いしたいということでございます。

ただ、何か先ほども見ていると——これは来月話しますけれども、そういうことも含めた中で、TACの有効利用ができるように再考をお願いしたいと思います。

○山川分科会長 御意見ですけれども、永田室長、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。私どもといたしましても、いわゆるTACは、漁獲してもよい数量の上限ということなので、このスルメイカに限った話ではないですけれども、資源の有効活用ということで、消化率をなるべく高くするような運用ということにも努めているところで、そういった工夫も今後必要だと思っております。

ただ、このスルメイカに関しまして、先ほど資源評価の御説明もありましたとおり、現在はかなり漁獲を抑える必要があるという状況でございます。また、実際漁獲の状況もいろいろな漁業種類が利用している中で、漁業種類ですとか地域によって必ずしも状況が同じではなく、それぞれ違った状況にある中で、そういったところのバランスですとか、一

方で国産のスルメイカの国内への供給というところも考えて、このような案とさせていただいております。

先ほど沖合底びき網だけが近年の実績よりも少ないという点、御指摘ありましたけれども、そういった全体の状況等を踏まえて、ここで先ほど申し上げた（２）のアというような形での追加の配分というところも今回考えているところですので、また追加の配分ができるような状況になった場合には、できる限り速やかに対応できるような形でやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 資源環境は本当に厳しいとは思っております。ただ、配分をした中で余ることなく、余らすような配分をするなということです。そこを、余らすような配分をしないで、獲れるところに獲らせてあげてほしいと。沖底だけじゃなくていいんです。違う業者でも、違うところの配分でもいいんです。やはりそうしないと、加工業者がもうほとんど、また値段の高騰で泣くような形になりますし、本当に大変な水産業になるというふうに思います。そういうことをもう一度再考した形の中で、有効的な消化率をもう一度検討していただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

岩田委員。

○岩田特別委員 伊藤さんと永田さんの質疑応答と重複する面もあるかもしれませんが、全国いか釣り漁業協議会を代表して、一言発言をさせていただきたいと思います。

地球温暖化、燃料・資材の高騰、加えて、クロマグロによる漁具費や漁業機会の逸失などにより、沿岸のいか釣り漁業のスルメイカの資源の減少を肌で感じて、年々厳しい状況に追い込まれております。本来であれば、同じ資源を利用する諸外国も同じ強度の資源管理を行うことが先であると思ひますし、またTACに対しての留保枠の比率の高さというのも若干の違和感は覚えますが、減少した資源を守るためには、総体的には我々としては今回のTAC案は賛成をさせていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、元日に発生した石川県の能登半島地震、これに対して、いか釣りの主産地である石川県は非常に大きな被害を受けました。これに対して今回のTAC案というのは、TACの消化率とか、あるいは次年度以降のTAC設定の際には恐らく漁獲量を参考にされる場面があると思ひますので、このような石川県の悲劇も十分に加味した上で検討するようにお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

また、来年はTACのシナリオを含め、見直しがされると思ひます。スルメイカの二つ

の系群にとって比較的資源圧力が小さい釣り漁業が今の資源状況に与える影響、それも十分考慮した上で見直しを検討していただきたいと思います。と思っています。

島国日本の、今では数少ない幻想的な風物詩である、人々が古来より癒やされてきた漁火を何とか絶やしちやいかんというふうに我々漁業者も努力する次第でございますので、是非御理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見をありがとうございます。御意見を頂いたということによろしいでしょうか。

では、ほかにございますでしょうか。

谷地委員、お願いします。

○谷地特別委員 ありがとうございます。全国いか釣り漁業協会の谷地でございます。本日はありがとうございます。

2万9,000トンというTACですが、こういう資源管理ということで、私たちは昔から、これからの将来にかけまして、私たちは海の恵みで商売をやらせていただいています。やはり私たち漁業者からも、この資源管理、TAC管理というのは強く大きな声をしていかなければならないと反省するところも多々あるかとは思いますが、しかしながら、今回の2万9,000トンという数字に対してはとても窮屈で、やはり我々漁業者はTACを守って経営をしているわけでございます。やはり漁業者から信頼が得られるようなTAC管理をして、TACの数量を頂けなければ経営計画も立てられないということも多々ありますので、安定したTACの設定をしていただきたいというのが一つ。

もう一つは、私たち大臣許可を頂いている中型いか釣りだけがIQの管理をしているわけです。私が考えるのは、IQというのは何だか考えると、これはそれぞれ漁業者、法人に与えられた資産だと思うんです。この資産を簡単に減らされたり、増やされたりするのはいかがかなと思うんです。もし、このIQをやるのであれば、スルメイカを獲る皆さんにIQ制度を導入すべきではないでしょうか。やはり私たち、IQが悪いとか言うわけじゃないんですが、TACは簡単に下げたり上げたりするものではないでしょうか。資産であり財産だと私たちは、漁業者は思っています。これを簡単に、「獲れない、獲れない」と言うんですけれども、イカの数が減っている。確かに減っているのは私たちも分かります。私は水産庁の皆さんが出したこの7万9,200トン、当初の数が合っていると思っているんです。イカはいます。八戸沖なんですけど、今年はとにかくイカが小さい。9月になっても、

10月になっても小さい。信じられないが、1月、2月もスルメが獲れている。トロール、獲れているんです。小さいんです。私もよく分からないんですが、皆さんの方が御存じだと思うんですが、昔は餌を見れば、何を食べているかって見ると、小エビなどとかイワシとかを食べているんです。今年の小さいイカを見ると、何を食べているかって私も市場の人と一緒にさいてみたんですけれども、共食いなんです。とにかく共食いです。餌がない、プランクトンがない、そういう状況です。確かに小さいイカを獲っていいのかなんていう話も加工屋さんとか仲買の人とか食品加工、あとレストランの方々とかにも、資源管理だから小さいのを獲っていいのかなということも多々言われます。実際今、うちの船も博多沖と佐渡沖で今操業していますけれども、獲れないんですが、型は小さい。私思うんですけれども、この秋季生まれ、冬季生まれって、秋っていつ、冬っていつ。ここだけの産卵場所で調査していいのかなと思うんです。小さいのを獲らないで、小さいイカにもなぜか卵があるんです、今。ということは、やっぱり生物は小さくても子孫を残そうという力はあるのかなとは思っているんですが、先ほど来、1年で死ぬわけですから、小さいのを獲ったって獲らなくたって死ぬわけですから、私は小さいのを獲れば駄目だとか、確かに私たち漁業者は大きくなって獲った方が単価が高いですから、大きいのが欲しいんですが、近年まれに見る小ささです。ということを加味して、いろいろ発言しましたが、この2万9,000トンというのは我々漁業者にとっては窮屈なTACではないかなという質問でした。

以上です。

○山川分科会長 質問というか、御意見ですけれども、永田室長いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。先ほどの繰り返しにはなってしまいますが、今の資源評価の結果を踏まえて考えますと、今後資源を回復させていくために漁獲を抑える必要があると考えております。そうしたことから、この2万9,000トンの当初配分とさせていただきたいと思っておりますが、先ほどの留保からの追加の配分のイのように、当初配分に対して7割を超えた場合で漁期中調査の結果等を踏まえてというのは、ここは漁期中の状況で、もう少し獲っても大丈夫なのではないかと考えられるような状況になれば、またこの審議会にお諮りした上で追加ということを考えておりますので、そういった中での取組ということで、皆さんに御協力を頂きたいと思っております。

また、最近の状況、環境が変わってるといったところにつきましても、次の目標なりシナリオなりをどう設定していくのかというところでも考えなければいけない部分というのはあるかもしれないと思っております。岩田さんから頂いた御意見も含めて、次の目標の

設定とシナリオというところでの議論で、しっかりとそういった御意見を踏まえて、議論をしながら決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○谷地特別委員 ありがとうございます。最後に一つ。確かに、先ほども加工屋さんが減った、いろいろ御意見があります。そのとおりです。持続可能な漁業をしていくということは、資源管理はとても大事なことで、重要なことだと私は思うんです。もちろん、漁業者皆さんそう思っています。ただ、イカの数が少なくなってきた、イカの数が少なくなって、TAC管理で少なく管理する。それはもちろんごもっともですが、それを獲る私たち仲間、船は毎年廃業しています。確実にイカの数よりも獲る船は減っています。だから、TAC量を減らしたって、TACを消化することができないんです。なぜなら獲る船が減っているわけですから。ですので、イカの管理をするのも大事ですが、我々の漁船、漁業者の数も何とかこれ以上減らさないように、水産庁の方々には温かい御支援を頂戴したいということをお願いして、発言を終わります。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

川越委員。よろしいですか。では、日吉委員から。

○日吉特別委員 水研センターにお聞きしたいんですけれども、スルメイカは、先ほどもお話しになっているとおり1年魚ですよ。例えばほかの魚の、数年生きる魚と1年魚との予測って、1年魚だと、今獲れている数量は分かっても、私間違っているかもしれませんが、予測ってなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけれども。ちょっとその質問です。

○山川分科会長 大島副部長。

○水研機構浮魚資源副部長 日吉さん、どうもありがとうございます。そうですね、今御質問があったとおり、例えば年齢構造が幾つかあるような資源であれば、予測というのはもうちょっとしやすいといえますか、もともといる資源の上に加入が積み重なったもので、そこまで難しさはないのかなと思いますけれども、やはりスルメイカに関しては毎年毎年入れ替わるものですから、そこはほかの、いわゆる複数の年齢構造を持つものよりは難しいんだろうというのは、確かに御指摘のとおりかと思います。

今日は説明を省きましたけれども、資源評価の再生産関係です。親がどれぐらいいれば、

子がどれくらい出てくると、一応親子関係というのははっきりあるというのは言えるんですけども、やはり変動が大きいもので、期待されたものよりも上へ行くこともあれば、下に行くこともある。なかなかその難しい部分があって、やはりそこを——まあ、これはこれからの我々の水研機構の課題になってくるんですけれども、では、そのずれというのがどういうことで起きてくるのか。まずはそれを知ることが先決ですし、調査の努力としてもそういうところに向けていかなきゃいけないんだろうなということは考えております。ありがとうございました。

○日吉特別委員　ありがとうございます。ちょっと難しいということなんですね、ほかの魚に比べたら。ありがとうございます。

先ほどからいか釣りの方々も発言していますけれども、正に私も今日もイカも獲ってここに来ていますけれども。これは余談な話なんですけれども、イカの単価のことを話させていただきます。大体私のところも、多分静岡の定置で一番イカを獲る所なんですけれども、今日来るに当たって、7年前の水揚げ高と、水揚げ量と去年の量を比較しまして、5%もいっていませんでした、7年前と比べると。そのぐらい資源が傷んでいると。それに引き換え、値段が今、回し値で見たら1,300円です、キロのお話なんですけれども。先週の小田原市場では2,400円つきました。アオリイカは2,000円でした。そういう現状が、資源が傷むということと魚価にリンクしているということを皆さんにちょっと理解していただきたいという話です。どうもありがとうございました。

○山川分科会長　どうもありがとうございました。

では、続きまして川越委員。

○川越特別委員　川越です。今の皆さんの意見と同じようなことになると思うんですけれども、私としては今回の配分については、はっきり言って余り納得はできません。というのは、やはりスルメイカについてはいろいろな魚業種がある、底びき網漁業、大中型まき網、中型いか釣り、小型いかと、こういう同じスルメイカを漁獲するに至っても、やはり魚種・漁法が違う団体との中での調整の中で、やはりTACを抑えるとか何とかという中でも、もう少し公平な配分をするべきじゃないでしょうか。

というのは、何か今回のこれを見ていると、網の漁業が資源に対して一番影響を与えているような捉え方もあるし、この間の意見交換会の意見の中でもそういうような意見が出ていると。しかしながら、底びき、特に私なんかも底びきやっていますけれども、やはり底びきは1年間のうちに禁漁期間をきちんと取りながら、そこについてはきちんと資源管

理をやっていると。これが周年操業であって、いつでも何でも獲っている漁業であれば、資源の乱獲と言われても仕方ないんですけれども、きちんと禁漁期間を持っている。ほかの魚種でも、大臣許可の中型いか釣りでもきちんと禁漁期間を持っている。禁漁期間以上に、もう本当に平均稼働ペースなんかで言えば、もう半年間の操業を強いられているところもあると。

そういう中で、小型のいか釣りなんかは一応そういうことはない、全国的に周年漁獲がある所で漁獲をするというような、そういう流れがあると。

特に、さっき谷地さんも言われたとおり、大臣許可のいか釣りなんかはちゃんとI Q管理でこうやってやられている中で、少しばかり今回の配分は、余りにも厳しいんじゃないですかと思います。

やはりTACは少ない。だけど、この低いTACをきちんと消化できるような、こういう資源管理でやるべきじゃないでしょうか。というのは、何か抑えて、抑えて、抑えて。で、漁獲もできない、漁業経営も厳しくなってくる。加工屋さんも原材料が揚がらないから、なかなか加工の方も進まない。こういうような状況に追い込んでいくような感じにも私は感じられます。だから、もう少し配分については各魚業種を、皆さんが納得するぐらいの感じの配分でやっていただきたいと思います。

それで今年の結果来年ですか、資源評価の見直しをやるという中で、いろいろな皆さん、今のスルメイカの現状の意見が出ています。私もそう思います。

というのは、毎回毎回、前回かな、スルメイカの資源評価の調査のことにもちょっと苦言を呈したんですけれども、やはり何十年もこういう、このパターンでの資源評価報告はされても、今皆さん、これ納得しないでしょう。それと、現状的にイカは日本沿岸にかなり小型の、小さいイカなんですけれども、かなり去年なんかもいたような感じを受けます。ただ、日本海だとか、こういう深い水深の海洋性を回遊するような魚群、群れが少ないのは事実だと思います。日本沿岸を、いわゆる水深が浅い所に根付いているようなスルメイカが多いような感じはします。そういう中で底びきは漁獲はできます。しかし、そこにイカがいても、そこに釣り船が行っても釣れないというような状況。それで、イカが生息している時期に禁漁期間がたまたま当てはまっていると。ただ、禁漁期間が明けて、操業期間に入って、そのイカが獲れるかといったら獲れないんです。そのイカがどこに行ったのかなという話の中で、ここはもう架空の話、想像論になるんだけど、これだけマグロが増えているからマグロに食べられたんじゃないかとか、今谷地さんが言われたとおり共

食いで、餌がないから共食いして減っているんじゃないかとかというようなところで、何かイカはいないことはない。いるのに、それが漁獲できない、市場に揚がらない。ただ、数値だけを見ていると、漁獲量が減っている、減っている、減っているだけの、何かそういうような議論になっているんじゃないかなと思います。だから、来年の、来期の資源評価の調査のところ、そういうところ、現場の意見をしっかり聞いて、そういう調査を私はやっていただきたい。ただ、春の漁期前にやる、ただの水溫調査、CPUの調査だけでなしに、もう漁期中、漁期の終了間際、そういうときでもずっとそういういろいろな角度で見た調査をやっていただきたいと。もう間違いなく、私は生態系が変わっていると思います。だから、現場としては全くイカがいけないというような感じはない。イカはいるんです。いるけれども、皆さんの漁業の中でうまく獲り切れていないというような状況はあると思いますので、そこをしっかりと水研機構の方も、毎回ですけれども、そういう資源調査を工夫をして、来期のときには皆さんが納得できるような資源評価の報告を出して、現実合うようなTACの設定を私はやっていただきたいと思います。

○山川分科会長 配分に関する御意見と資源評価に関する御意見を頂きました。配分に関しまして、何か永田室長ございますでしょうか。

○資源管理推進室長 配分に関してですけれども、今日もこの場にもいろいろな漁業種類の方がいらっしゃって、スルメイカにいろいろな形で関わっている方がいて、必ずしもみんながみんなこれならば良いと、「うん」と言っていただけの案を作るというのは、そう簡単ではないことです。今回も我々としましてはかなり工夫して、これならばというところでお示しをさせていただいたところです。

我々も、今の状況を考えて、できる限り抑えていく中で、どのように対応するかということではいろいろ工夫させていただいたつもりです。まだ、これだと納得いかないという御意見もありましたけれども、一方でこちらを立てれば、こちらがというところもある、なかなか難しい調整、なので今回の案についてはそういう中で我々としてもできる限りのことはさせていただいたというところです。

次の目標とかシナリオ、それから配分というところもまた考えていかなければいけない大きな課題だと思っておりますので、そういった中でまた御議論させていただきながら、できる工夫をしていきたいと思っております。もちろん、TACとして配分したものを有効に使う工夫についても併せて考えていきたいと思っております。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

○川越特別委員 もう一点ですけれども、この追加配分のときの項目なんですけれども、「漁期中の調査結果等を踏まえて」だとか、こういうことはここに語られているんですけれども、イカ、スルメイカというのは、漁獲があるときは本当に短期間なんです。そんなに、1か月、2か月ベースで延々と漁獲があるというようなものではないし、ここにもう少し、「ただ、毎月きちんと集計を取りながら毎月検討する」というような項目も私は入れてもいいと思うんです。本当に2か月、3か月の漁獲があるようなところは、短期間勝負の漁業ですので、こういうような、この数値になったら検討しましょうねとか、何かそんな甘ったるいようなやり方だったら、現場としては納得できないと思うんです。だから、しっかりとここは、もう漁期が決まっていますから、しっかりと毎月ぐらいの集計をきちんと取りながら、早急にやるぐらいの文言を私は入れてもらいたいと思います。そうせにゃ、こちらの結果が出るまでに、「あっ、もう漁獲なくなったよな」とかというようなことでは、それこそ本当に現場としては困りますから、ここをもう少しリアルにスピーディーにできるような文言を入れてもらっていただきたいと思います。

○山川分科会長 いかがですか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。ちょっとこの書き方、確かに分かりにくいかもしれませんが、例えば何%を超えた段階でというのは、それから考えるということでは当然なくて、もちろん漁業者の皆さんですとか関係する団体、漁協、あるいは都道府県の皆さんにも御協力を頂きながら、漁獲状況というのは小まめに確認していく必要がありますし、70%が来たから考えるのではなくて、その前の段階から、いつ頃こうなりそうだとか、そういったことも考えながら、こういったことが起きた場合の準備というのは進めていきたいと思っております。どのような言葉で書くと分かりやすいかというのはありますが、考えていることとしては、70%を超えたときから考えるということではないということは御理解いただきたいと思います。迅速に、獲っても良いものは獲れるような形での対応をしていきたいと思っております。

○山川分科会長 できるだけ迅速に対応できるように、水政審の開催タイミングにつきましても、それと連動するような形で開催するというような形でお願いいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 すみません、北海道の定置の75%いったときに追加配分するという文言があったと思うんですけれども、これはタイムリーに出るような追加配分でしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 このア、イ、ウのところで「75%ルール」と書いてあるものは、従来からの75%ルールですので、ここにつきましては水政審の諮問を改めてするというのではなくて、本日後ほど御説明しようと思っておりますが、75%ルールの適用は水政審には事後報告とさせていただくということで、迅速に対応したいと思います。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 あと、資源評価に関する御意見も頂いたということになりますけれども、御対応をよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木委員 青木です。水研さんへの意見を1個だけ言わせてください。

資料の39ページと43ページの平均親魚量と平均漁獲量の表なんですけれども、私の知る限り、スルメイカだけが黄色のところ、2026年に親魚量が限界管理基準値を上回る確率というふうになっていると思うんですけども、ほかの魚種だと全て、多分目標管理基準値と同じ2031年、2021年から10年後ということでこのパーセンテージを出してもらっていると思うんですけども、これは2031年に合わせて表を作る、数字を出すということがもしできるようでしたら、ほかの魚種との比較検討がしやすくなると思うので、それでお願いできればなというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 これについて、5年後になった経緯というのはどうなのでしょう。

○水研機構浮魚資源副部長 御質問ありがとうございます。まずは、先ほど話にも何回も出てきていますけれども、単年生の資源だということが大きくありまして、年齢を重ねたような資源ではないので、そういうところで。今の管理が始まるときにも、資源状態が余り芳しくないというところがあって、ほかの資源とは、いわゆる複数年生きる資源とは別に、5年後には少なくとも——少なくともといいますか、限界を50%以上で超える条件も入れ込もうというところで、それも管理目標に入れるという経緯がございます。

以上でよろしいでしょうか。

○青木委員 分かりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと単純な質問なんですけれども、次回、TACとこの配分について決

めちゃうということでもよろしいんですか。そうしないと、間に合わないということですよ
ね。

○山川分科会長 永田室長。

○資源管理推進室長 当初TACと、当初の配分ということについては今回お諮りしております。留保の配分の仕方についても御説明したとおりでございますが、留保の配分の部分につきましては資源管理基本方針の別紙を変更する必要がありますので、その変更につきましては次回諮問させていただくということです。

○伊藤委員 今回で、もうこのTAC——まあ、TACはもともと決まっていますけれども、その配分の2万9,000トンも決まっちゃうということなんですね。また次回だとちょっと勘違いしていました。

○資源管理推進室長 次回お諮りするのとは、基本方針の変更の部分ですので、留保の配分は原則としてア、イ、ウとするとか、そういった部分につきましては基本方針の変更になります。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

いろいろ御意見を頂きましたけれども、今回のこの案につきましては……。及川委員がウェブから挙手されているということですので、よろしくお願いいたします。

○及川委員 すみません、終わるところで恐縮なんですけれども、提案なんです、僭越なんですけれども、今の（２）の（ア）の75%ルールのところの最後の行のところで、「過去3年平均の漁獲実績を上限に」とありますが、2万9,000トンの消化は目指すという中で、どの漁業種が——まあ、思いのほか獲れるとかあるかもしれない中では、この「3年平均」の「平均」という文字を削除してしまうということは駄目なものなのでしょうか。要するに、獲れたときは周りを全部見ながら、いろいろな環境を見ながら獲らせてあげていいんじゃないかと思って、提案いたします。

○山川分科会長 「過去3年平均」ではなくて、「過去3年の漁獲実績を上限に」という、そういう御提案ということですけども。

○資源管理推進室長 ここの「3年平均」という考え方ですけども、この当初配分の2万9,000トンという数字が3年平均からの値ということなので、そこと合わせる形で3年平均を上限にという形での方法として書かせていただいております。また、できる限り漁獲を抑える必要がある、資源状況からすれば抑える必要があるということと、獲れている状況の中で国内への供給という両方を考えた中で、ここはそういったバランスの中で「平

均」という書き方をさせていただいているということです。

○山川分科会長 及川委員、いかがでしょうか。

○及川委員 ただ、2万9,000トンならば資源は回復すると最初にうたわれていますので、飽くまでも2万9,000トンの消化を進める中での上限を余り今の時点で書いておかないという方が、何があるか分からない中では対応しやすいんじゃないかと。その「平均」という言葉を使わなければ、2万9,000を大きく超えるようなこともあるとか、そういうことにはちょっとならないんじゃないかと。入れてしまうと、それ以上はもう無理だということになるんじゃないかと、すみません、考えました。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 おっしゃることは分かりました。2万9,000トンという数字、そこを、当初配分の2万9,000トンという数量をできる限り有効利用してというお考えというふうに御意見を理解いたしました。実際、どのような状況が起きるのか、なかなかシミュレーションするのが非常に難しいところではあるんですけれども、極端に漁獲状況に、漁業種類によって、区分によって差があって、平均というのではなくて、3年の実績というので最大と考えた場合、どこまで漁獲が積み上がるのかというのもなかなか試算というか、想像というかが難しいところがあるので、ここは全体として漁獲を抑えるという方向の考えを採用したということです。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○及川委員 すみません、最後の最後での意見ですので、それはお任せしますが、決して実績の上限にしても、それは上限であって、当然いろいろなことを、周りを、環境を配慮しながら実際の追加配分は行われるんだと思いますので、ということで意見を申しました。以上です。

○山川分科会長 実際にどういう事例が起こり得るかということ、なかなか今の段階で通しづらいということもありますけれども、確かに「平均」という文字を削除すれば、それなりに柔軟な対応ができるかなというところも実際にはあるということでしょうけれども、逆に当該管理区分だけ何か非常に多くなってしまうという、そういう懸念も逆にあるわけですね。その辺り、ほかの管理区分からどういう御意見が出てくるのかというような、そういうバランスもあるのかなという気もいたすんですけれども、いかがですか。もし、ほかの委員の方から御意見があれば。

木村委員。

○木村委員 多分このような言葉の表記は、これまでもほかの魚種でも使われていて、統一性はある程度持たせた方がいいので、一つの魚種でこれという基準を設けていくと、ちょっと混乱を来すと思います。そのような配慮もあって、水産庁からこのような提案が出ているかと思いますが、取りあえずこれを踏襲していくことが重要だと思います。

あと1点、やはりア、イ、ウのところで出ている各留保分の配分、これはよく水産庁で考えられていて、これを具体的に運用しようという意図が私は感じられるんです。そういうときが来たら運用してみようという意図がよく感じられる内容になっていて、永田室長からも、イについては特にきちんと常に状況を把握していきながら、70になったらすぐにやるというようなことではなくて、多分40、50の状況を見ながら前倒しで考えていくようなプロセスがあるという言葉がありましたので、そういう中で運用していったらどうかと考えています。

以上です。

○山川分科会長 ほかの委員の方、ただいまの木村委員の御意見はいかがでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 先ほども言いましたけれども、そのこのイの部分の、とにかく「超えた段階で」とかいう表現は、とにかく言うと、ここの文言を換えてやってほしいんです。先ほどの水産庁の方針はよく分かりましたけれども、とにかく次回の基本計画のときにはここを換えてください。これを見ていると「超えた段階で」というようなところですから、とにかくそこはある程度予測できるような期間を、そこをちゃんとチェックしながら、早めにそこをやるというぐらいの文言、まあ、私はそこは詳しく分かりませんが、この文言は何か「超えた時点で」みたいな感じですから、そこら辺をまたよろしく願います。もう少し皆さんの理解が得られるような文言にしてやってください。

○山川分科会長 この「超えた段階で」というのは、先ほども永田室長からの御答弁にもありましたように、それを超えたから考え始めるというのではなくて、それを超える前から検討を始めて準備をしていくという、そういった対応を取られるということです、そういう柔軟な対応で、できるだけ迅速に対応していただけるようにという、そういったことでいかがでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員 大体結論が出ようかというときに挙手をしまして、ちょっと恐縮しておりますけれども、こういうTACの問題ですとか、また資源管理の基本方針。我々の内水面漁

業としては直接利害関係が余りないというところがございますので、ちょっと客観的な意見ということで申し上げますと、こういうTACのこととか、また資源の管理基本方針、先ほどから議論されておりますけれども、漁業という、余りにも自分の努力ではどうすることもできない外的な要因によって左右される、そういう業種で、それでしかも災害なんかも多い、そしてまた気候変動なんかも近年たくさん起こっておると。いつどこで何が起こっても不思議じゃないという。1月1日に石川県であれだけの地震があつて、その後の復興も大変だと思うんですけども。そういう中であつて、しかし余りにも、また施策については数値に頼り過ぎていると。その数値というのは、もう過去に起こったものの数値の積み上げ、それが評価という形になって出しておられると思うんですけども、そういうところからしますと、例えばほかの省庁なんかで用いている、例えば3年間のさっきの平均とかというような話ありましたけれども、必ず何か大きな外的な要因があったときには激変緩和の措置というものが取られておったということもありますので、そういうようなことも柔軟に対応をしていただいて。

それで、さっき最初の議案の中には出てきておったんですけども、科学的知見というんですか、これが今のTACの中には余り入り込んでおらないような気もするわけなんです。数値の中に入り込んでいるということがあれば、そういうことかも分からないですけども、先ほどそういうこともうたわれておったんです。ですから、そういう数値だけにとられることなく柔軟に対応していただくというようなこと、是非そういうことでお願いをできたらなというような思いでありました。よろしくお願いします。

○山川分科会長　では、状況を見つつ柔軟に対応していただけるように水産庁の方には強く要望するというので、今回のこの文言につきましては、これはこのままというような形にさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、この件につきましていろいろ貴重な御意見を頂きましたけれども、水産庁の方も委員の方々の御意見、非常に強く受け止めておられるというふうに思いますので、本件につきましては原案どおり承認をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　では、そのように決定させていただきます。

この諮問第437号は、漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等についても諮問されております。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長　まず資料3-1の諮問文にお戻りください。

最後の段落、「また」から始まるところです。すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和6管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいというものです。

11ページの別紙2を御覧ください。

1の背景のところに書いておりますが、まずは(1)のすけとうだら太平洋系群につきましては、資源評価対象海域外からのものと推定される大量来遊が発生したとき、いわゆる「大量来遊ルール」の適用による追加、それから(2)のすけとうだら日本海北部系群には、先ほども御説明しました前管理年度のTACの未利用分の繰越し、それから(3)するめいかににつきましては、いわゆる「75%ルール」を適用する場合、それからこれは全てに共通ですけれども、(4)の都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により数量の融通を行う場合、こういった場合の漁獲可能量の変更、あるいは留保からの配分数量の融通等につきましては、農林水産大臣の裁量を発揮されない機械的なものということです。具体的な数量は後ほど事後報告とさせていただきたいということをおあらかじめお諮りするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特に御意見等ないようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、みなみまぐろについて事務局から資料の説明をお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

私の方から、みなみまぐろに関する令和6管理年度における漁獲可能量の設定及び配分について説明させていただきます。お手元の資料番号3-14、67ページを御覧ください。

なお、我が国においてみなみまぐろを漁獲しているのは、かつお・まぐろ漁業のうち、

いわゆる遠洋まぐろはえ縄のみとなっております。

「１．ＣＣＳＢＴにおける我が国配分数量等」でございます。ＣＣＳＢＴでは、昨年10月の年次会合において、令和６年から８年の３年間のＴＡＣを現行の１万7,647トンから3,000トン増加の２万647トンとすることが合意され、我が国の配分数量についても現行より1,050トン増枠され、7,295トンとなりました。このうち、インドネシア、南アフリカには引き続き48トンに移譲することになっており、これを除く7,247トンが我が国の実質の配分となります。

国別配分については次のページに表を掲載していますので、適宜御参照していただければと思います。

また、ＣＣＳＢＴでは、国別配分の20%以内であれば、未利用分を翌年度に繰り越すことが可能とされておりまして、令和５管理年度、現行管理年度でございますけれども、その前の年度から繰越し479トンを含めた6,676トンをＴＡＣとして設定しております。

「２．令和６管理年度のＴＡＣ設定」についてです。

次に、令和６管理年度のＴＡＣについてですが、来期へ繰越し可能な数量については273トンと見込んでおります。みなみまぐろでは４月から翌年３月を管理年度の期間としており、管理年度が終了していない現時点で今期の未利用分のトータルの数量については確定できませんが、みなみまぐろ操業船の大部分は12月末までに操業を終了することから、これら操業終了船、今期割当てを受けた79隻のうち74隻の未利用枠を繰り越すこととしております。また、昨年度も同様の繰越し処理をしております。その際に確定していなかった、１月から３月の操業を継続した漁船の実績や今年度の放流・投棄の推定についても考慮した上で令和６管理年度への繰越し数量を273トンと算出しております。

我が国配分は先ほど説明したとおり7,247トンですので、これに繰越し数量273トンを加えた7,520トンを令和６管理年度のＴＡＣとして設定したいと考えております。

さらに、資源管理基本方針では、放流・投棄分を勘案して留保枠を設定することとしております。今期の放流・投棄による死亡数量は、資源の増加に伴い170トン程度と、留保枠109トンを上回る見込みであることから、来期の留保枠については250トンとした上で、残りの7,270トンを大臣管理区分に配分したいと考えております。

令和４管理年度以降のみなみまぐろのＴＡＣの留保枠及び配分につきましては、下の表を御参照ください。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等をよろしく願いいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 令和5年の会合で合意された国別の配分の表がありますがけれども、オーストラリアのTACの管理の、過去の例は聞いてはいるんですけども、ごく最近の様子を情報を頂ければと思うんです。といいますのは、やはりほとんどが養殖に使われているという中で、活け込み段階での数量の把握の問題とか、その正確さの問題とか、あるいはその生存率、成長率とか、そういった問題、TACが本当に守られているのか、あるいは過少に計算されているんじゃないとか、そういった懸念があるわけで、現行、いろいろなカメラとか、あるいはDX等が発達する中で、その管理方法がどうなっているのか。それはこの後で報告のある太平洋クロマグロの管理というか、養殖のみならず船の上での、あるいは放流尾数のどういう計算をするとか、そういったことにも関係が出てくるかと思うんですけども、ごく最近の情報が分かれば、提供願いたいと思います。

○山川分科会長 成澤室長、よろしくお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 いわゆるオーストラリアがやっている畜養と言って、いわゆる若い魚をまき網で巻いたものをポートリンカーンまで運んできて畜養生け簀に活け込んでイワシ等を食べさせて太らせて日本に輸出するということで、委員御指摘のとおり、その活け込み数と増肉の部分と出たときの計算というものは正しいのかと。数量、活け込んだものは、水中の中での作業ですので、正確な数は量れるのかと。これは当然長い歴史の中で、ミナミマグロに限らず、大西洋のクロマグロにおいても議論されているところです。

最近の動きとしては、当然技術が進んでいまして、「ステレオカメラ」と我々は呼んでいますけれども、要はまき網から曳航してきた網から畜養生け簀に活け込む際の入口というものがあるんですけども、そこにカメラを設置して尾数をカウントする、あるいはAIによって体長を見て重さを換算して、幾ら活け込んだということが分かるというものが、今技術が確立しつつあるというふうに聞いております。

だから、そういったものを試験的にオーストラリアの畜養生け簀に設定してモニタリングするということをやっているというふうに聞いております。

当然その結果についてもレビューして、我々としても検証していきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

ちょっと時間が押しておりますけれども、かなり長くなってまいりましたので、ここで10分間、5時まで休憩を取りたいと思います。遅くなって申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、再開させていただきます。

では、続きまして、諮問第438号「特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更について」に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。資料4－1を御覧ください。まず諮問文を読み上げます。

5 水管 第2859号

令和6年2月8日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第438号）

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量に係る数量について別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページに告示の案があります。下のところに「改正後」「改正前」という表があります。こちらを見ていただくと、アンダーラインを引いてあるところ、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量を改正前「6,776.8トン」から「6,745.7トン」と、31.1トン減じるという案になっております。

これは令和4管理年度からの繰越し数量が修正されたことによるものでして、令和4管理年度の繰越し数量が修正された理由は二つございます。詳しくは資料4-2と4-3で御説明します。

まず資料4-2を御覧ください。

こちらは、かつお・まぐろ漁業の漁獲割当てによる管理を行う管理区分、I Q管理区分において昨年12月に報告された漁獲実績の一部が集計から漏れていたことが判明いたしました。報告漏れではなくて集計の漏れです。

このため、この0.6トンというものが実績に加わるという関係で、繰越し数量が0.6トン減少するということになるものです。ただし、このかつお・まぐろ漁業のI Q管理区分においては、この区分としての未利用分は翌管理年度は留保に繰り入れられまして、翌々管理年度、2年後にかつお・まぐろ漁業のI Q管理区分に繰り入れられることになっておりますので、令和5年度において差し引くのはかつお・まぐろ漁業の管理区分ではなくて留保から差し引くということになるものです。

なお、令和6管理年度につきましては当初配分、既にしてしておりますが、この時点において、前回の資源管理分科会に諮問した案の時点でこの0.6トンの集計漏れに相当する部分、修正を反映した数量で諮問しておりますので、令和6管理年度については対応済みであり、これに関しての変更はないというものでございます。

もう一つが資料4-3でございます。こちらは、青森県より昨年12月に令和3管理年度の未報告事案の再調査の結果報告がございました。再調査の結果、小型魚2.7トン、大型魚85.4トンの未報告があったとの報告です。これは令和4年8月に報告があった未報告数量から、小型魚では1.9トン、大型魚は30.5トン増加となる内容でございます。

今回の追加報告後の実績で再計算した結果、青森県としては令和3管理年度において小型魚については超過はございませんが、大型魚については45.2トンの枠の超過となります。このため、この超過した数量について令和4管理年度以降での調整が必要となってくるというものです。

先ほど申し上げたとおり、小型魚につきましては青森県としても超過はございませんし、国全体としてもこの追加報告を反映しても、なお、未利用分が国全体の繰越しできる数量の上限を超えているということです。国全体としても令和4年度への繰越し数量には影響しない。そこは減少しないということです。次に大型魚の方です。「3」と書いてあるスライドを御覧ください。

こちらにつきましては、青森県としても超過しておりますし、未利用分が国全体の繰越し上限を下回っている、今回追加報告があった分、国全体の繰越し数量も減少することになります。ですので、令和3管理年度から令和4管理年度への繰越しが30.5トン減少することになります。

その下の段を見てください。下のスライドを見てください。

このため、この減少分についての取扱いですけれども、先ほど申し上げた青森県としても超過している数量であるということ、さらに令和5管理年度はもう既に漁期の終わりに差し掛かっていて、消化状況が不明確であるということ、また令和6管理年度の漁獲可能量は既に設定されておりまして、4月から始まる管理年度の数量ですけれども、ここはもう設定済みであるということ、こうした状況から、超過分につきましては令和6管理年度の青森県の漁獲可能量から差し引くということで対応したいと思いますが、先ほどの令和3管理年度からの繰越しが30.5トン減っている分については令和4年度、令和5年度においては全体を減らす必要があり、留保を減らすということで対応したいと考えております。

このため、先ほどの0.6トンと30.5トン、合わせて31.1トンを令和5管理年度の大型魚の漁獲可能量から差し引くという対応になります。

なお、最後のページのスライドを見ていただきたいのですが、今回諮問いたします令和5管理年度の漁獲可能量の減少、留保で一旦差し引きますが、令和6年度への繰越しにおいては、この分が留保としての繰越しは減るわけですが、令和6管理年度の青森県の配分から差し引くということで、そこは調整したいと考えております。この件については青森県も了解済みというところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

ございませんか。ウェブで参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特に御意見なさそうですので、原案どおり承認していただいたということによろ

しいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、そのように決定いたします。

では、次に、諮問第439号「水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和6年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」に移ります。

事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長、柿沼です。よろしく願いいたします。

まず資料5－1を御覧ください。初めに、諮問文を読み上げさせていただきます。

5 水推第1451－2

令和6年2月8日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和6年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第439号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第23条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容について御説明をいたします。1枚めくっていただきまして、別紙を御覧ください。こちらが今回お諮りしたい人工ふ化放流に関します計画（案）となっております。

この計画は放流水系ごとにさけ及びますの魚種別に放流数を定めるというものでございまして、さけについて1億2,900万、からふとます170万、さくらます270万、合計1億

3,340万尾を放流するというものでございます。数字は昨年と同じとなっております。

もう一枚めくっていただきまして、資料5－2を御覧ください。こちらの方は国立研究開発法人水産研究・教育機構が行いますさけ及びますの個体群維持のためのふ化放流についての説明ということになります。

上段の丸にありますように、機構の方では地域の特性に見合った稚魚の放流によりまして、回帰の確実性を高めるということを目的といたしながら、遺伝的多様性を維持するためのふ化放流、資源状況を把握するためのふ化放流を農林水産大臣が定めます計画に従って実施することとされております。

また、下段の丸の方を御覧ください。ふ化放流は、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川において行われておりまして、漁業の対象になりにくい早期また後期の回帰群を含めてふ化放流を行っておりまして、なるべく自然産卵に近い再生産が行われるよう配慮しながら実施されているというものでございます。

また、放流します全ての稚魚、魚に耳石温度標識というものを付けておりまして、放流サイズごと、放流時期ごとの回帰状況なども調査をしているというような状況でございます。

その下の参考の方には資源保護法の条文がございますけれども、第23条では「農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施しますふ化放流に関する計画を定め、水産政策審議会の意見を聴かなければならない」とされております。今回はこれに基づきまして、分科会にお諮りするというものでございます。

その次を御覧ください。参考の5－1、5－2と付いております。

参考5－1は、これは全国のさけ・ます人工ふ化放流の計画ということで、機構以外が行うものも含めての全体の数字となっております。これは5年度のものでございます。

それから、5－2でございますけれども、こちらは機構の方がふ化放流を行っていますさけます事業所の位置と魚種別・目的別のふ化放流ということになっております。こちらの方は参考でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

私の方からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等よろしくお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木特別委員 御説明、どうもありがとうございました。私の方からは三つ質問がご

ざいます。まずシロザケの回帰減少のトレンドというのはすごく長く続いているわけですが、一方でずっとこの放流事業を大規模に続けられておりますが、成果の検証がどこまで進んでいるのかが知りたいところです。消費者としては、今後シロザケが食文化として続いていくのかはとても気になる場所ですので、そこをお伺いしたいというのが一つ。

平成元年の資料が手元にあったので比べて見ると、ほぼ変化がありませんでした。放流数にベニザケをちょっと減らしたとか、そのぐらいしか見えなかったもので、どんなふうに対応されているのかも含めて、お伺いしたいです。

次に、天然産卵できるサケ、遡上させているサケがどのぐらいいるのか。漁獲をして、ふ化放流させているサケと天然遡上させているサケがどのぐらいの割合でいるのかということが知りたいです。というのは、自然産卵させないと当然自然選択が起きますので、遺伝的劣化が起きるというのは当然だと思います。今水温上昇などいろいろ変化が起きている中で、その変化にフィットできるというか、対応できるサケというのは自然産卵するサケに多くなるのかなというふうに、素人ながら考えるので、その辺の割合、どのぐらいが天然で産卵して自然界に出ていっているのかというのを知りたいです。

それからもう一つ、移殖放流についてです。私はあちこちの漁場を回らせていただいている中で、結構東北の方とかで北海道から種が来ているみたいな話を聞くんですけど、長距離の移動をさせるというのは、基本的なガイドラインとして水産庁さんがノーという姿勢を表明していらっしゃいます。2017年に「さけ・ます増殖事業における種卵の長距離移殖に対する考え方」というガイドラインを出していらっしゃって、それを読みますと、「種卵の長距離移殖、特に海区をまたぐような長距離移殖は極力避けるべきである」と。なぜかという、読みますと、「長距離移殖は労力の割に効果は薄く、移殖先の在来個体群の遺伝的・生態的特性等に大きな影響を与え、さらに防疫上のリスクが存在することが明らかとなった。一方で、一度失われた在来個体群固有の遺伝的・生態的特性を回復することは容易ではなく、不可能に近い」とあります。つまり、かなり危険なことだと、これを読む限り思えるんですけども、この長距離移殖というものが今後続くのか。今出してくださっている資料のこの数字というのは、それに基づくものなのか、そうでないのか、それをお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○山川分科会長 柿沼課長、よろしくお願いします。

○栽培養殖課長 ありがとうございます。3点御質問ありましたので、お答えいたします。

まずはシロザケの減少ということです。まず、今回のお諮りしています水研機構が行うものでございますけれども、これは個体群維持のためのもの、それから試験研究、個体群を維持しながら試験研究をするためのものというところでございまして、ほかのものについてはほかの河川からの移入はなく、川のもともといた遺伝を守るという目的で行っておりますので、民間のふ化場で行っている、いわゆる増殖をしてサケを獲るところ、サケの食文化の方に関わってきますけれども、そちらの方とはちょっと趣旨が違うということでございます。

なので、機構が行っています河川におきましては、ほかからの移殖は行わないようにしておりまして、そこの遺伝的な系統を守っていくというようなことでやっています。また、そこの川にあります民間のふ化場の方々にも同じような協力をしていただいております、ほかの河川から持ち込まないようにして、そこの系群の中で再生産を進めていくというところでやっておりますので、そのところはちょっと趣旨が違うということでございます。

先ほどありましたシロザケの減少というところは確かに御指摘のとおりありまして、そのところは我々も危惧しているところでございます。

機構の方は遺伝的な多様性を守るというところで、系群の保全をするという一方で、研究機関でもありますので、そちらのこういった河川を使いながら、系群を守りながら回帰率の減少の原因でありますとか、どうやったら回帰率を高めることができるかというところをいろいろ調べながら、またそういった取組もやっているというところであります。そういった技術をまた民間のふ化場の方にも普及していくというところを今執り進めているところです。人の取組が、気候とかいろいろな環境の変動になかなか追い付いていかないものですから、いろいろ対応がなかなか難しいところもありますけれども、そちらの方、引き続きサケというものを守りながら対応していくというところで取り組んでいるというところでございます。

もう一つ、二つ目のところが天然資源が、天然産卵の方、こちらの割合です。こちらの方は正直なところ、どれぐらいが天然産卵なのかというところはまだ細かく把握はできておらないというところです。全体のものから申し上げますと、サケといいますのは、どうしてもふ化放流事業によってほとんどの資源が成り立っているというようなのが実情です。つまり、ふ化放流をやめてしまいますと、産業としてサケを維持するということはほぼ不可能な状態になるというのが実情です。それはどうしても河川環境が、人の生命・財産を守るためには、ある程度河川というところに手を入れざるを得ない部分はあるんですけ

れども、一方で、サケにとっては余り好ましからぬ部分もありますので、そういったところからふ化放流が発達してきたという面があります。

委員御指摘のとおり、一部については自然産卵する、「野生魚」と言われていますけれども、サケというところも一定の割合がありまして、そちらの方が資源の再生産に寄与しているんじゃないか、いわゆる環境の中で残ってきて帰ってきているものですから、そういったものも残ってきているのではないかというところで、そちらの方も今どれぐらいの割合がいるのか、また野生魚の活用をしていながら、また資源の増大につなげられないかというところを今いろいろやっているところでございます。御質問にあった、サケ、天然産卵している割合がどれぐらいかというところはなかなかお答えできるデータがないんですけれども、それを今御指摘の部分も、我々の方も研究機関と一緒に今調査をしているところでございますので、またそちらの方は引き続き進めていきたいと思っておりますし、いずれそういった御指摘にも応えられるようにしていきたいは思っておるところでございます。

それから、移殖放流の関係でございます。これも正直に申し上げれば、なるべく移殖はせずに、もともといる資源を活用して賄うことが理想です。サケは放流した河川に帰ってくるものですから、それをまた種にして、次の子孫を残して、また放流してと、サイクルを回して事業が成り立ってきたというところでございまして、これまではそれが非常に成功してきた事例であったわけですが、環境が大きく変わってきますと、これまでのサイクルを維持することが難しくなっているというところがございます、ここは御指摘のとおり、なるべく移殖はしないようにしつつも、特に本州などではどうしても種卵が足りないというようなところがありまして、北海道の方から持ってきているというような実情はあります。当然持ってくる時にはいろいろな配慮をしながらそういったところはやっておりますけれども、どうしても今の河川の中ではほぼ天然産卵も含めて種卵がない状況、特に本州の方ではそのような状況にございますので、そうした中で資源を作っていくかないとならないという実情もありまして、産業としてサケの食文化というところを引き継ぐために、いろいろ配慮しながら取り組んでいるというのが実情でございます。

○佐々木特別委員　ありがとうございます。御返事頂いたような、頂いていないようなという感覚です。方針については恐らくライトアンサーは頂いていないと思います。研究機関のお答えですので、これは水産庁の御意見——御意見というか、方針を伺った方がいいのかもしれないんですけれども、今最後の3番目の質問ですと、ガイドラインには確かに

「移植しても意味がない」と書いてあるんです。それに対して「しょうがないから移植しているんです」とおっしゃってますが、サケは多分戻ってこないですよ。逆にその地域のサケの資源を潰している可能性が高いというふうな意味、ここの研究結果に従えばそういうことになると思うんです。それだったらやらない方がいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○栽培養殖課長　そのところは、確かに移植が原因なのか、環境の要因によるものなのかというところもありますので、もともと先ほど申し上げましたとおり、自然界で産卵するということはほぼない状態なので、いなくなると、どこからか再生産をするために種卵を持っていかざるを得ないというのが実情ですので、他から種卵を持ってきて、かつ、今の環境の中でどういったらより回帰率を高められるかというところも取り組んでいるところです。確かに他から種卵を持ってこないで済むということであれば、それにこしたことはないのですが、ほぼいない状態になっておりますので、確かに効果がどうかという話もありますが、今は現在の環境に即して、どうやったら帰ってくるかという取組を進めていきながら、その結果も、検証しながら今取り組んでいるところです。

○山川分科会長　齋藤委員。

○齋藤委員　ただいまの御意見に関係するわけですが、この報告は——報告って、この計画は北海道の計画という、国が関与するということですが、岩手、宮城はもっとひどい、本州はですね。私は気仙沼で去年のサケの水揚げというのは4トンだったんですけれども、これはかつて平成二十五、六年ぐらい前では1,000トン単位、1,500トンぐらいは水揚げがあったわけです。これは沿岸で獲ったサケですが、その何割かは川に上がっていくということですので、そういったことで気仙沼では、北海道もそうですが、山形から運んだり、そういったことをやっています。それが本当にどうなの、良いのか悪いのか。系群の保全というか、そういった意味でもよくないだろうと思いながらもやらざるを得ないとか、あるいは海で獲ったサケから卵を無理やり取って、それをふ化に使っているとか、いろいろな試みをやっているわけですが、ふ化場そのものの存続がもう困難になるというか、統廃合を検討せざるを得ないというような環境になっています。

そういったことで、国全体で今の在り方、ふ化放流の在り方を根本的に考える、もうそういうタイミングじゃないかなと思うんです。その辺は検討願いたいと思います。

○栽培養殖課長　そちらのお話も御指摘のとおりでございまして、やはりどうしても地域

によってサケ資源への依が高いところもありますので、回帰率を高める取組というのを進める一方で、また転換も考えなければならない部分もあると思いますので、そちらの方も今いろいろ並行して検討を進めているというところでございます。

○山川分科会長 佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。シロザケというのは私たちの食文化に本当に深く根差している本当に大事なお魚だと思っていて、何とかこれをつないでいきたいという思いがすごく強くあります。それが人工的な手の加え方で逆効果を生むということだけは避けていただきたいと思っております。もちろん、何とか漁業者さんたちの生活を支えるためにというのは分かるんですけども、それが資源にプラスに働くか、マイナスに働くか分からないというというのは難しいなと思います。ですので、是非検証を早く進めていただければと思っております。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見をありがとうございました。では、御意見頂いたということでよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特に御意見等ないようですので、本件は原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第436号から第439号について、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

5 水 審 第 40 号

令和6年2月8日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文

令和 6 年 2 月 8 日に開催された水産政策審議会第129回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第436号 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第1982号）の一部変更（あかがれい日本海系群等14水産資源の別紙 3 の追加）について

諮問第437号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第438号 特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第439号 水産資源保護法第23条第 1 項の規定に基づく令和 6 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 それでは、報告事項に入ります。事務局より報告事項が 2 件あるということです。

初めに、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料 6－1 を御覧ください。クロマグロの T A C の配分の融通等の結果について御報告いたします。

1 ページ目の下の表を御覧ください。今回は報告 2 件ございますが、まず一つ目は、昨年の12月に実施いたしました融通要望調査の結果に基づくものでございます。

1 ページ目の下に小型魚に関する要望、それから 2 ページ目の上に大型魚に関する要望

を表の形で掲載しております。見ていただいて分かるとおり、融通を受けることを要望するという県が非常に多く、応じることが可能だということでは少ない中で、交換が成立いたしましたのが2ページ目の下のところでございます。大中型まき網漁業の小型魚10トンと、新潟県の大形魚10トン、この交換が成立しまして、12月21日付けで漁獲可能量の一部変更を行っております。

二つ目が3ページ目の上に書いてあります都道府県融通⑥、⑦というところでございます。こちらは個別に協議が調ったということで、令和6年1月9日付けで北海道から石川県、それから京都府へ、合わせて大形魚9トンを譲渡ということで変更しております。

クロマグロについての報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

渡部委員。

○渡部委員 私、この審議会が初めてなものですから、ちょっとずれていることを聞いているかも知れませんが。

これ4月－3月の年度の中でそれぞれ譲渡をしたり交換をしたりというようなことです。これ例えば、⑥⑦を見ていたら、1月9日に変更ということになっています。ということは、2月、3月で年度が終わるんですけども、これが現実的な数字なのか、どのぐらいのボリュームがあるものかというのが余り想像つかないんですけども、これはもちろん年度内にきっちりと譲り受けたものは消化ができるということが前提になるんですね。

○山川分科会長 永田室長。

○資源管理推進室長 もちろん、譲り受けるというものは消化の見込みがあつてということですし、今回のケースで言いますと、地域によって漁期がずれているものですから、おおむね今年はこれぐらいでもう漁期が終わって、これぐらいは使わずに未利用となりそうだというようなところを、これからまだ漁期の残っているところに譲渡するというような、そういった形での融通というものとなっています。

○渡部委員 ということは、譲ったはいいけれども、その分が消化できなかったとか、達成できなかったということは、もうかつてはなかったんですね、それは。

○山川分科会長 永田室長。

○資源管理推進室長 全く余すところなく使い切ったか。必ずしもそうではなくて、超過

しないように枠を譲り受けて、その中で管理するということですので、それぞれ未利用というのは発生するということは当然ありますけれども、残った分はルールに基づいて、翌年への繰越しというところもありますので、そういった中で有効にその翌年以降に繰り越した分は使われていくというものになっています。

○渡部委員 そうしたら、譲り受けた方は、それが極端に言うたら翌年に繰り越して、それがプラスされていくと。譲った方は、それはどうなのですか。次年度はその分を発射台にするのかどうするのかというようなことというのは、ルールってあるんですか。

○資源管理推進室長 すみません、ちょっと複雑な計算にはなるんですけども、繰越しというのは、当初の配分した数量に対しての未利用分の繰越しになります。譲り渡したところは、譲渡した分というのは、そのもともと持っていたところの未利用分というような形で計算をして繰越しになりますし、繰越し数量の上限があるので、譲り受けたところが全部使わず余したというものが、そのまま譲り受けた側の翌年の枠になるということではないです。

○渡部委員 すみません。分かりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいでしょうか。

東村委員、よろしくお願いします。

○東村委員 東村です。

確認なんですけれども、現在国が、介入という言い方は変ですけども、意見——まあ、「要りますか」「あげますか」という話を聞いて譲り受けているところは恐らくお金のやり取りは発生していないと信じたいところなんですけど、先ほどあった、例えば北海道と石川県とか京都府とか、個別にやり取りが成立した場合、お金の発生はしているのか、していないのか、水産庁としては関知しないのか、この辺いかなものでしょうか。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 永田室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 都道府県間での融通になりますので、そういった中での金銭のやり取りというのは発生していないものと承知しています。これまでのケースで言いますと、漁期のずれがあるというところから、たくさん獲れる時期に超過しないように1回譲り受けたものを漁期が終わった後に返す、あるいはさらにはそこで未利用となるものを返すというようなやり取りがあると承知しておりますので、漁期を通して見たときには、双方向

うまく調整できているというような中でのやり取りだと思っています。

○東村委員 ありがとうございます。失礼いたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 融通の件はいいんですけれども、今後の、先ほど青森の件の報告もあったところですが、今後の管理の中で——まあ、青森の件は流通まで含めて卸売業者も問題があったとか、そういったこともあるわけですが、漁業法と流通法、両方で管理をするというようなことが言われていますけれども、現状で例えばタグ付けで管理をするとか、あるいはインボイスのようなものでやるのかとか、今の段階でどのようなお考えがあるのかということを伺いたいわけですが。

○山川分科会長 永田室長でよろしいですか。

○資源管理推進室長 はい。すみません、今回特にそういったことの資料は、この後ろの参考に付いていなかったかもしれませんが、現在考えているのは、TAC報告をしたものについて、しっかり漁業者サイドでは記録を保持していくということと、また流通段階においてはその情報を伝達していくというようなことでの対応ということを考えているということです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では特になければ、これはこれぐらいにいたしまして、続きまして国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料7を御覧ください。先ほどクロマグロに関しての融通の御報告をしましたが、こちらはクロマグロ以外の魚種についてのTAC及び配分の変更の事後報告とさせていただいているものの報告になります。

2ページ目を御覧ください。今回御報告するものは3件ございます。

順番にまいりますと、まず1番目、まいわし太平洋系群。(1)に該当というのは、いわゆる75%ルールに基づいて留保から配分したというもので、昨年12月12日に国の留保から北海道へ2万7,000トン追加配分しております。

2件目がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群でございます。こちらは昨年12月12日に、(2)に該当というのは関係者の合意に基づく留保からの配分ということで、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、それから大中型まき網漁業に合計9,800トン追加の

配分をしております。

三つ目が、こちら関係者の合意に基づくものですが、ずわいがに日本海系群A海域につきまして、今年の1月25日です。石川県、福井県、それから沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業の区分に合計で95トン、留保から追加配分しております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ありましたら、よろしく願いします。よろしいでしょうか。

ウェブから東村委員、よろしく願いいたします。

○東村委員 何度もすみません、東村です。

先ほどのスルメイカのときに75%ルール、70%ルールのところで議論になっていたときに考えていたことです。

今皆さんが多分御覧になっている資料7だと、最初に「特定水産資源とかは、事後報告で対応できることとされている」というのを、ほかの資源も事前を書いておくと、何かすんなりみんなが納得しやすいのかなと思うことがございます。福井海区漁業調整委員も務めておりますけれども、「留保の配分はいつなんだ」、まだ結構いらっしゃいます。「水産政策審議会の後なのか」という感じの方が。

ということがあればいいかなと思いました。コメントということでよろしく願いいたします。失礼いたします。

○山川分科会長 永田室長、お答えありますか。

○資源管理推進室長 現在、あらかじめこういった場合にはこういう形で留保からの配分するですとか、あらかじめ決まった数式に基づいて計算できる数量とか、関係者、当事者の合意に基づくものということで、裁量によらないものについては事後報告ということでやっておりますが、そういった判断が必要な部分につきましては審議会への諮問を経た上でということでの対応としております。できる限り可能なものについては迅速に対応できるように事後報告という形でやらせていただいているところですので、今後もそのような形で柔軟に対応していきたいと思っております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 現状でそういった形で運用しているということです。

ほかにごございますでしょうか。

特になければ、本件はこれぐらいにいたしまして、その他に移りたいと思います。その他、何かございますでしょうか。

前田委員。

○前田特別委員 2点ほどあるんですけども。

1点目は、先ほど放流事業の話があったんですけども、以前に香川県の屋島の方の水研の方に行かせてもらったときに、水研の人はサワラの放流を、稚魚の放流をしているんですけども、その当時はサワラの稚魚の放流をしていて、物すごいサワラが増えていて、放流事業、効果ありますよと、これでもう漁業者も助かりますよというようなことを言われて、本当にそのときはうちの地元の漁師さんも潤っていたんですけども、何年か前からこの放流事業をやめてしまって、それでサワラも物すごい減ってきて、今漁業者の方も物すごい生計が立てにくいような状況になってきています。

それで、サワラもいずれはT A C魚種に選ばれるぐらいの勢いで減ってきているんですけども、そうなる前にサワラの稚魚をまた放流再開してくれることはできないのかというのがまず1点。

あと2点目は、前回、企画部会の方でも少し話をさせてもらったんですけども、遊漁船が物すごい増えてきて、それで魚が瀬戸内の方では全然いないような状況です。遊漁船が多いというのは、多くて困っているのは、多分地域というか、海域というか、かなり温度差があると思うんですけども、もう本当に瀬戸内の方ではひどいです。魚いないです。遊漁船の数の方が多いぐらいの、そんな勢いです。

それで、前回、企画部会のときに言ったときに、水産庁の方から、今後保安庁、あちらの方と共にこの件は進めていきますということで、遊漁船法が新しくなって、それで漁業者と、それと遊漁者と共に話し合いするような協議会を作るんだというような話をしまして、どういったものかなと物すごい期待していたんですけども、先日、水産庁が主催する遊漁船法の新しいウェブ会議みたいなのがあって、それに参加したんですけども、その話の中ではお客様の保険料を上げろとか、あと安全性を向上させろとか、そういった話が物すごい多くて、釣った魚をきちんと報告しろというようなことはそれほど大きく言わなくて、また、その協議会というのは各県で知事がそういった漁業者と遊漁者と参集して作ることができるみたいな感じで、全く県に丸投げしているような状況で、水産庁も全然やる気がないような状況です。

こういった状況ですと、本当漁業者が苦しいような状況なんですけど、先日も対岸の鳴門

の方から二つの漁業組合の組合長がやってきて、兵庫県の遊漁船業者が鳴門の漁師さんの間に入っているんで困っているんだ、何とかしてくれというので、それでうちも地元の遊漁船業者の人に、漁師さんの邪魔をするなよというように言いました。それで、徳島の組合長さんにも聞いたんですけども、徳島では遊漁船業は増えていないんですかと言ったら、それはもう県に申請出せば簡単に通るんで、どんどん遊漁船業者も増えているし、船は置く所ないので、河川につながっ放しでどんどん増えて邪魔になっているんだというようなことでした。

その後言ったのが、仮に兵庫県がそのように守ってくれても、来ているのは岡山とか広島とか、遠い所では愛媛県から鳴門海峡まで釣りに来ているというようなことで、何でそんなの来るのかなというのは、結局前浜に魚がないから、わざわざそこまで来るのであって、鳴門海峡にも魚、それほどいてないですけども、このままですと本当に瀬戸内の魚がいらないような状況になってしまいます。

それで、県でそんな協議会作ったところで、遊漁者も漁業者も皆県民ですから、恐らく県の方もきつく、こうしろというようなこともできないと思うんで、できれば水産庁の方から各県に、これぐらいの遊漁船業者の数が適当だろうみたいなものを作ってもらおうとか、遊漁船業者は今多分自由業というか、どんどん勝手にできると思うんですけども、漁業の一つとして許可漁業みたいな感じでやってもらって、ある程度の数ができれば、魚の資源の数を見ながら、もうこれ以上増やすなよみたいな感じでやってもらえないのかなというようなことが要望です。どうでしょうか。

○山川分科会長 2点頂きましたけれども、まずサワラの放流につきまして。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長です。サワラの種苗放流につきまして、私の方からお答えいたします。

こちらの方は委員御指摘のお話がありまして、過去、国の研究機関である屋島の研究所で種苗を作っていたというのは承知しております。ただ、一方でこの種苗放流に関しましては国と県との役割というものがございまして、もともとあった、以前は国でやっておったんですけども、税源も移譲しておりまして、都道府県の業務というふうになっておりまして、なかなか国の方で直接やりにくい部分があります。国の方でやる部分というのは新しい技術の開発でありますとか、そういった部分に特化いたしまして、個々の種苗放流というのは各都道府県が行うというような役割、それぞれの役割になっておりますので、そういった中でいろいろ開発をしていきながら、技術の移譲というところで進めてきたと

というような経緯がありまして、今に至っているというところでございます。

御指摘のところはありますので、そこは都道府県の方ともよくそういったお話もしていきながら、またいろいろ対応を考えていきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 あともう一点、遊漁船の件につきまして水川課長。

○管理調整課長 管理調整課長です。御意見ありがとうございます。

私の課の中に沿岸・遊漁室というのがあって、先ほどお話しになった説明会というのは、正にうちの人間が恐らく、改正遊漁船業法、これは先日の国会で通ったものですが、その施行が4月1日からということで説明をしたんだろうと理解をしています。

そのとき担当の者がどういう説明をしたのか、詳細は把握しておりませんが、遊漁船業法の改正の中で、地域の水産業と遊漁というのがより調和的にならないといけないという、そういう柱の中で協議会制度というのを新しく作ったということです。法律の立て付け上、遊漁船業の登録そのものが都道府県の事務になっておりますので、こういう協議会の主催者も都道府県知事となり、その都道府県知事の下で遊漁船業者、地元の漁協の関係者、あるいは関係自治体、その他学識経験者などを集めて、地域のいろいろな遊漁絡みの問題等々、こういったものを話し合う場を作る、そういう仕組みを作ったということです。

法律の細かいことだけ申し上げれば、知事は参集する権限があり、参加を要請した相手は出なければならないということが書いています。かつ、そこで決まった決定事項というものを尊重しなければならないというところまで法律には書いているので、必ずしも機能しないと今から決め付けるようなものではないんだろうと思っています。

ただ、4月から始まるので、実は私、昨日——おとといか、昨日か、各都道府県の主務課長の会議があったので、その場で正にこの話をして、改正遊漁船業法で位置付けられたこの協議会制度というのをフル活用してくださいと。正に地域のいろいろな問題というのはあるわけですから、そこを一步解決するために、正にこの新しい制度というのを各地域の事情に合わせてうまく使ってくださいという話を強く言っておりますので、そこに運用が始まった後に我々もしっかりフォローしながら、この箱、法律上作ったものをフルに生かしていく手だてというのを県と一緒に考えていきたい、そういう立場でございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

前田委員、いかがでしょうか。

○前田特別委員　でも、そんなの言うとしたって間に合えへん。もう遊漁船業者の人は、漁師さん、お客さんを乗せた時点でもう収入になっていますけれども、漁業者の中に、漁業者は魚を釣って売ってこそお金になるのに、魚釣れたら遊漁船業者が横に来て邪魔をする、魚釣れない。こんなことやとったらほんまに漁師さんはもうすぐに、ただでさえ収入ないのに、こんな、早いこと手を付けてくれへんかったら、ほんまにやっていけれへんというか、そんな悠長なこと言うておれへんと思うので、早いこと何か手を打ってほしいなと思います。

○山川分科会長　御意見頂いたということで、よろしくお願いいたします。

ほかに、その他ございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員　川越です。

うちの県の方でも少し問題があって、県の方にもお願いしているんですけども、いわゆる携帯電話の、4Gから今の5Gになってからの、沿岸での携帯電話の通話ができる所、できない所が少し目立ち始めているというところで、いろいろ調べますと、やはり5Gになるとデータ量は多いんですけども、周波数の特性で到達距離が短いというところがありまして、これから今のそういう沿岸の漁業者の方だとか、またそういう遊漁船の方だとか、そういう安全な運航だとか、そういう中に携帯電話という通信も必要不可欠なものだと思っております。そして、またこれから先に、資源管理の漁獲報告だとか集計を、そういうもののデジタル化だとかいうことを推進する中にこのような問題が出てきているということで、アンテナをたくさん立てればいいじゃないかというような意見もありますし、ただ周波数の特性上問題があるとかということも聞いておりますので。これは私の地域だけの話かも分かりませんが、全国的にどうなのか、ちょっとこの場で聞いてみたいのと、やはり国としてそういうことも対策を練っていただきたいということが1点。

そして、いつかもちょっと言わせてもらったんですけども、IUU船の違法操業が日本海の沖ノ島、北方のズワイガニの漁場で見られるというところ。水産庁の船も結構そこ張り付いてくれております。それは間違いないです。だけど、その交代というか、ローテーションの合間というか、そういうときを彼らは見抜いて、籠を揚げたり、付けたりやっております。ちゃんとパトロールをやっていることは間違いないんですけども、いたちごっこというか、彼らも巧妙に水産庁の船のローテーションの替わるときとか、何かそういうときを目掛けてやっていることがあって、なかなかそういうものがなくなるらないんで

す。資源管理をやっていて、資源も増えてくる中に、やはりそういう違法の籠を付けられると、やはりカニはそこはいません。せっかくこの二、三年前から復活したところが、去年辺りからそういう操業見られるところのカニの漁獲が見られないということがありますので、また更にそういうところの監視をひとつお願いしたいということ。

この２点をお願いします。

○山川分科会長 まず携帯電話の件につきまして、現状でそういったことってあるんでしょうか。何か情報をお持ちですか。

○管理調整課長 すみません、正直申し上げて、我々、その件に関して何の情報も今ないんで、すみません、この場で何かお答えすることはできませんが、追って調べたいと思います。

それから２点目は、確かにおっしゃるとおり、相手も巧妙な動きをしているのも事実なんですけれども、何とか取締りの方等、隙を作らないようにというんですか、ということをごどこまで追求するか、よく考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、ほかにその他ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もいかがでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いいたします。

○管理調整課長 長時間お疲れさまでした。次回の資源管理分科会については、３月１２日の開催を予定しております。ただし、それまでに何か緊急な必要のために開催することになった場合は、また御連絡をいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

非常に長く掛かってしまいましたけれども、御協力ありがとうございました。これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。